

(原審：東京高等裁判所 平成 28 年（ネ）第 5884 号 各原発メーカー損害賠償請求控訴事件)

原発メーカー損害賠償請求上告事件

上告人 唯野 久子 外

被上告人 ゼネラル・エレクトリック・ジャパン・ホールディング株式会社 外

上告理由書

2018 年 3 月 2 日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人 弁護士 島 昭 宏



上告人ら訴訟復代理人 弁護士 寺 田 伸 子



目 次

上告理由要旨	5
第1 理由不備.....	5
第2 憲法の違反	5
1 立法事実判断の基準時.....	5
2 ノー・ニュークス権	5
3 憲法 29 条 2 項違反	6
4 平等権、裁判を受ける権利.....	8
5 第一審判決での判断の遺脱.....	8
はじめに	10
第1章 理由不備	11
第1 ノー・ニュークス権.....	11
1 社会状況の判断	11
2 損害賠償制度の機能	12
第2 財産権	13
1 憲法 29 条 2 項.....	13
2 適用違憲.....	13
第3 債権者代位権	14
第4 その他の争点	14
第2章 立法事実判断の基準時.....	15
第1 原判決の誤り	15
第2 立法事実の判断の重要性.....	15
1 ブランダイス・ブリーフ	16
2 立法事実判断の欠缺	16
第3 立法事実判断の基準時	17
1 学説	17
2 判例	18
第4 小括.....	18
第3章 ノー・ニュークス権	19
第1 原判決の誤り	19
1 ノー・ニュークス権の定義.....	19
2 社会状況の検討の回避.....	21
第2 ノー・ニュークス権に関連する裁判例	21
1 福井地裁判決	22
2 前橋地裁判決	23

3	福島地裁判決.....	23
4	東京地裁判決.....	24
5	小括.....	24
第3	ノー・ニュークス権を巡る社会的状況.....	24
1	新しい人権.....	25
2	社会的必要性.....	27
3	社会意識.....	30
4	小括.....	32
第4	ノー・ニュークス権の侵害.....	33
1	原発事故発生後のノー・ニュークス権.....	33
2	ノー・ニュークス権の侵害.....	34
第5	2つの判断事項.....	35
第4章	財産権.....	35
第1	違憲審査基準.....	35
1	原判決の誤り.....	35
2	上告人らの主張.....	37
第2	立法目的.....	41
1	原判決の問題点.....	41
2	原賠法の立法目的の解釈.....	42
3	小括.....	44
第3	違憲審査.....	44
1	立法目的.....	44
2	立法目的達成のための手段.....	46
3	小括.....	51
第4	適用違憲.....	51
1	適用違憲判断の重要性.....	51
2	合憲限定解釈.....	52
3	適用違憲.....	53
4	小括.....	56
第5章	平等権・裁判を受ける権利.....	56
第1	平等権.....	56
1	憲法14条1項違反.....	56
2	不合理な差別.....	56
3	小括.....	57
第2	裁判を受ける権利.....	58
第6章	第一審判決での判断の遺脱.....	58

第1	憲法 29 条 2 項違反についての判断の遺脱	59
第2	適用違憲についての判断の遺脱	60
第3	審級の利益保護の必要性	60
第4	小括	61
第7章	結語	61

上告理由要旨

第1 理由不備

原判決は、ノー・ニュークス権の存否、憲法 29 条 2 項の違憲審査、債権者代位権行使の要件等、本訴訟における多くの重要な争点につき、理由を付せず、単に結論のみを述べて、上告人らの請求を排斥した。

したがって、原判決は民事訴訟法第 312 条 2 項 6 号に該当し、破棄されるべきである。

第2 憲法の違反

原判決は、以下の諸点において、憲法解釈の誤りを含む憲法の違反があった。したがって、原判決は民事訴訟法 312 条 1 項に該当し、破棄されるべきである。

1 立法事実判断の基準時

上告人らは、憲法前文、13 条、25 条から導かれるノー・ニュークス権の主張および責任集中制度が憲法 29 条 2 項に反し無効との主張において、社会状況ないし立法事実の変遷について詳細に検討した。

これに対して、原判決は、違憲審査における立法事実の判断について、「責任集中制度の憲法適合性を判断するに当たり、被控訴人らの原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等を考慮に入れるべきではない」などとして、上告人らの上記主張について一切検討しなかった。

しかしながら、原判決におけるこのような立法事実の判断方法は、その基準時について誤った見解によるものであり、判例にも反している。

したがって、原判決は、憲法前文、13 条、25 条、そして 29 条 2 項、さらに違憲審査権を定めた 81 条に反するものである。

2 ノー・ニュークス権

上告人らは、本訴訟提起時より、憲法前文、13 条および 25 条から導かれる新しい人権として、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」（上告人らはこれを「ノー・ニュークス権」と称した）が、今や憲法上の保障を受けるべき利益であることを主張してきた。

これに対して、原判決は、上告人らがノー・ニュークス権の具体的な内容を「原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者（責任主体）に対し完全な被害賠償を求める権利」などと定義したとして、「これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立して

いるということとはできない」、「憲法 13 条や憲法 25 条がノー・ニュークス権を認める根拠となるものでもない」などと述べて、その存在を否定した（原判決【3 頁】）。

しかし、上告人らは、ノー・ニュークス権を「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあるという場合に、妨害の排除、または予防を請求し得る権利」と定義したのであって、原判決は、判断の前提がそもそも間違っている。原判決の述べる上記定義は、本件原発事故によって放射能被害が発生した後は、ノー・ニュークス権がどのように変容するか議論において述べられたものである。

したがって、原判決は、新しい人権としてのノー・ニュークス権の定義を正確に理解したうえで、社会的にみて権利として確立しているか否かにつき、具体的に審理し、さらにそれが認められるという場合には、この権利が放射能被害の発生によって、どのように変容するかにつき判断すべきであった。

さらに、ノー・ニュークス権が新しい人権として認められるか否かについては、原判決も述べるとおり、「社会的にみても権利として確立している」かどうか重要であり、そのためノー・ニュークス権をめぐる社会状況について詳細に検討することが不可欠である。上告人らも、多くのページを割いてそれらを主張したが、原判決はそれについて一切検討することなく、上記のように結論だけを述べて、ノー・ニュークス権を否定したのである。

原判決は、以上の点において、憲法前文、13 条、25 条に違反する法解釈を展開している。

3 憲法 29 条 2 項違反

(1) 法令違憲

原判決は、責任集中制度が「被害者の財産権を制限する面がある」としつつ、その立法目的については、具体的な理由を述べることもなく「公共の福祉に合致している」と断定した（同【4～5 頁】）。その判断のためには、当然検討されるべき立法事実についても、「原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等を考慮に入れるべきでない」として、一切触れることはなかった（同【6 頁】）。

さらに、その手段については、「損害賠償措置及び政府の援助が併用され、政府の援助は被害者の保護を図るために必ず行われるものとされており、原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られている」から、「上記立法目的達成のための手段として必要性又は合理性に欠けることが明らかであるということとはできず、立法府の判断が合

理的裁量の範囲を超えともいえない」として、憲法 29 条 2 項に違反しないと結論付けた（同【5～6 頁】）。

立法目的の審査において、立法事実を一切考慮しないことは許されず、また原子炉製造後あるいは本件原発事故後の立法事実を考慮に入れるべきではないとする基準時も間違っている。

また、原賠法 16 条の「原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする」との文言から、「政府は必ず援助を行うのであって、国に裁量の余地はなく、世論上又は財政上の理由による裁量も許されない」とする解釈は、あまりに短絡的かつ稚拙というほかない。

さらに原判決は、原賠法の不合理な規定を立法政策の範囲内と強弁するが、判例上、財産権制約における立法裁量を尊重すべきなのは、立法目的が生存権をはじめとする基本的人権の擁護にある場合であって、本件はそのような場合ではない。

このように、原判決における責任集中制度の憲法 29 条 2 項に関する違憲審査には、憲法解釈の誤りを含む憲法の違反がある。

(2) 適用違憲

上告人らは、仮に責任集中制度が憲法 29 条 2 項に反し無効とまではいえないとしても、本件原発事故においては、被害規模が原賠法の想定をはるかに上回るのもので、かつ本件原子炉を製造した被上告人らに重過失があり、さらに被害者の人権や権利侵害の態様が極めて深刻であるため、少なくとも責任集中制度は、本件に適用する限りにおいて違憲となる旨を主張した。

ところが、原判決は、ここでも原賠法 16 条のみを根拠に「原子力損害を被った被害者の保護が十全に図られているところ、これは他の不法行為等の被害者と比較しても手厚い保護が図られたものであり・・・責任集中制度を本件原発事故に適用する限りで違憲とする余地もない」と述べた（同【9 頁】）。

本件は、原賠法における損害賠償措置額をはるかに超え、国の援助を必要とする原子力損害が発生した史上初めての原発事故であり、同法に内在する様々な問題が顕在化した事案であることから、少なくとも原発メーカーを免責する規定を本件に適用することが憲法に適合するかどうかについては、慎重に審理される必要が極めて高い。

それにもかかわらず原判決は、具体的な検討を一切試みることもなく、単に法令違憲と同様の理由のみを述べて「違憲とする余地もない」と断じたのである。

原判決は、憲法 29 条 2 項の憲法解釈の誤りを含む憲法の違反がある。

4 平等権、裁判を受ける権利

(1) 平等権

原判決は、「原賠法が責任集中制度を設けて他の法律と異なる救済方法を定めたことが不合理な差別になるわけではない」としたうえで、責任集中制度は、「法律全体として、・・・手厚い被害者保護を図る仕組みを併用する」ため、「合理性がある」とした。

しかし、責任集中制度により責任主体が限定されるため、賠償原資も制限されて被害者の完全賠償を妨げる点で、被害者保護に反する。政府の資金援助（原賠法 16 条 1 項）が規定されているが、この規定があるからといって、被害者保護に資するものでもない。なぜなら、政府の資金援助の法的性質が明らかではないところ、その解釈によっては、原子力事業者は国へ莫大な債務を負う結果となるため、賠償を抑える方向におのずと働くためである。

そのため、責任集中制度は被害者保護に資するものではなく、合理的根拠なく原発事故の被害者に対して差別的取扱いをしているといえるため、憲法 14 条 1 項に反する。

(2) 裁判を受ける権利

原判決は、「控訴人唯野らは本件訴訟を提起して請求棄却という本案判決を受けており、裁判を受ける権利を享受しているのであって、憲法 32 条に違反しない」と判示する。

しかし、本件に本件免責条項を適用した結果、被上告人らが免責されるというだけの理由によって、上告人らの請求が却下あるいは棄却されるとすれば、これも、上告人らの裁判を受ける権利を実質的に侵害している。なぜなら、被上告人らに、本件原発事故について PL 法または民法等による法的責任を負うべき事情があったか否かについての審理が一切されないためである。

そのため、責任集中制度は、原発事故の被害者らから裁判による紛争解決の機会を奪っており、憲法 32 条に反する。

5 第一審判決での判断の遺脱

第一審判決では、上告人らが主張した責任集中制度の憲法 29 条 2 項についての違憲審査を一切行わず、またその適用違憲についても、まったく検討しないという、判断の遺脱があった。これらはいずれも、本訴訟における極めて重要な争点であるため、上告人らは、控訴審において、これら 2 点について、第一審に差し戻すよう求めた。ところが、原判決はこれをせず、前述のとおり、自ら極めて杜撰な判断を行ったのである。

日本においては、三審制が採用されており、当事者は事件につき、三審級

において審理を受ける機会を保障されている（民事訴訟法 300 条 1 項および 3 項、307 条等）。原判決が、上記 2 点につき第一審に差戻しをしなかったことは、上告人らの審級の利益を侵害するものであって、適正手続きを保障する憲法 31 条、裁判を受ける権利である憲法 32 条に違反する。

はじめに

本訴訟は、世界で初めて、原発事故における原発メーカーの責任を真正面から問うものである。そのため、世界 29 か国から 4000 名近くの人々が原告として参加することとなった。

また、原子力事業者は、原発の稼働にあたって、1200 億円の損害賠償措置を義務付けられているところ、本件原発事故による被害は、これをはるかに超過し、莫大な国の援助を必要とすることになった初めての事案である。その規模は、損害賠償措置額の 200 倍近くに上るともいわれている。

本訴訟の審理にあたって、裁判所はこれらの特殊性を明確に認識する必要がある。

原子力損害賠償法は、日本を代表する民法学者である我妻栄らによって 1961 年に制定された。原子力技術を日本に輸出しようとした米英から原発メーカーの免責を強く要請された同法は、原子力事業者に無過失無限責任を負わせると同時に、損害賠償措置を義務づけ、また必要に応じて国が援助するという枠組みを採用した。原発事故の被害者に対する損害賠償に備えるとともに、原子力事業を保護するための責任集中制度である。

本件原発事故以前の深刻な原発事故は、1999 年 9 月 30 日に茨城県東海村の JCO 核燃料加工工場で発生した。この事故によって 2 名が死亡し、原子力施設外に多量の放射性物質が放出されたために、日本では初めての避難要請が周辺住民に出された。この事故による賠償対象は約 7000 件で、JCO に課された賠償金総額は約 150 億円となった。この時は 10 億円という少額の賠償措置が適用されたため、JCO の資力が懸念されたが、結局、親会社である住友金属鉱山が資金支援を行い賠償が履行された。

したがって、本件原発事故までは、原賠法による国の援助までを必要とする事案は存在せず、責任集中制度に内在する問題が表面化したことはなかったのである。

しかも、福島第一原発は、本件原発事故からちょうど 40 年前に稼働を始めた 1 号機をはじめ、日本で最も古い原発の 1 つであるだけでなく、建設当時から安全性の問題を指摘されていたマーク I 型という旧式の格納容器を有する原発で、事故の原因となる重大な欠陥を有していた。さらに、これまでに我々が十分に論証したとおり、被上告人らには重大な過失があったという事案である。

東京電力に対する税金の投入は、今や 13 兆 5000 万円までに膨らんだ。さら

に廃炉費用等も含めれば、20兆円を優に超す資金が必要となり、これらは今後、電気料金や送電線の使用料等に上乘せされて回収されることが予定されている。このような現実に対し、多くの国民が強い不満の声を上げている。

他方、事故の原因者である原発メーカーは1円の負担もしていない。

このように理不尽な状況を生み出す原賠法は、なお合理性を認められるのか。

この極めて常識的かつ素朴な疑問を背景とする本訴訟は、非常に多くの争点を含んでいる。そのため、訴状162ページ、控訴理由書97ページ、その他の準備書面も数十ページにわたるものが少なくない。しかし、これらはいずれも重要な争点であることから、それぞれについて裁判所の明確な判断を求めるため、我々はある限り主張を整理しつつ、争点が曖昧にならないよう努めてきた。

ところが、第一審判決も、原判決も、実質わずか数ページで、前者は特に重要な2つの争点につき一切触れないまま請求を排斥し、また後者は、敢えてその欠缺を看過して、ほとんど理由を述べないまま同様の結論を記したのである。

国民は、このような裁判所の態度に対し、深刻な不信感を抱いている。

一見、理不尽と思われる現状を導く原賠法であっても、相当の合理性があり憲法は違反しないというなら、それを裁判所の言葉で説得されるよう求めているのである。

冒頭で述べたとおり、本訴訟は2つの意味で、世界で初めてという特殊な事情を有するものであり、日本国民のみならず世界中の人々が裁判所の見識に注目している。最高裁判所におかれては、本理由書を虚心に読み、争点の一つひとつについて、自らの言葉で良心に従った判断をされるよう強く望むものである。

第1章 理由不備

原判決は、上告人らが主張した重要な争点につき、なんら理由を示すことなく結論だけを述べている点が多々存在する。よって、原判決は、民訴法312条2項6号に該当し、破棄されるべきである。

以下、詳述する。

第1 ノー・ニュークス権

1 社会状況の判断

原判決は、上告人らのノー・ニュークス権侵害の主張に対し、「控訴人唯

野らの主張する上記内容のノー・ニュークス権は、これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということとはできない。人格権や環境権は上記内容のノー・ニュークス権を認める根拠にならず、憲法 13 条や憲法 25 条がノー・ニュークス権を認める根拠となるものでもない。」(原判決【3 頁】)とする。

その判断の誤りについては後に詳述するが、少なくとも「社会的にみても権利として確立している」かどうかを重要な判断要素として、それを否定するのであれば、そこに至る理由を述べるべきは当然である。ところが、原判決は、単に結論を述べるのみで、判断の理由が一切示されていない。

2 損害賠償制度の機能

また、原判決は、上告人が「ノー・ニュークス権が憲法上保障されていると主張する根拠として、①原発事故の原因を究明して徹底的な対策を促して再発のおそれを払拭させるべきこと、②原子力被害の再発は国家存亡に関わるため、損害賠償制度の制裁的機能が重視されるべきこと、③原賠法の責任集中制度により被控訴人らにおいて顕著かつ重大なモラルハザードが生じており、これを防止すべきこと等を挙げる」とした上で、「しかし、民法(709 条等)又は製造物責任法が定める損害賠償制度は、控訴人唯野ら(上告人)がノー・ニュークス権を認める意義として主張する上記各種機能を被害者の権利として付与していないと解される(最高裁平成 9 年 7 月 11 日第二小法廷判決・民集 51 卷 6 号 2573 頁参照)」とする(同【3 頁】)。

ここで適示されている最高裁判例は、カリフォルニア州民法典に基づき、契約に起因しない義務違反を理由とする損害賠償請求訴訟において、被告に欺罔行為などがあつた場合には、原告は、実際に生じた損害の賠償(補償的損害賠償)に加えて、見せしめないし制裁のための損害賠償(懲罰的損害賠償)を認めたカリフォルニア州上位裁判所の判決について、日本での執行判決とすることはできないと判示したものである。つまり、上記最高裁判決は、補償的損害賠償と明確に区別し、追加的に懲罰的損害賠償を命じた外国判決に関する事案であり、日本の損害賠償制度自体の意義としての懲罰的要素や制裁的要素までを否定するものではない。

仮に、原判決が、上記最高裁判決の適示をもって日本の損害賠償制度が上記②の機能を被害者の権利として付与していない理由としていると善解しても、自ら整理した①、③の機能を否定する理由は示されていない。いずれにしる、原判決に理由が付されていないこと、もしくは、理由に食い違いがあることは明らかである。

なお、そもそも上告人らにおいて主張してきた「ノー・ニュークス権が憲法上保障される理由」が、上記①ないし③に集約されるわけではないことは

言うまでもない。

第2 財産権

1 憲法 29 条 2 項

原判決は、原賠法の立法目的につき、「原子力損害の賠償責任を負う主体を原子力事業者のみに限定し、もって、原子炉により原子力損害が生じた場合において被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資する（1条）ことにあると解されるのであって、その立法目的は公共の福祉に合致しているといえることができる」と判示した（原判決【5頁】）。

しかし、原判決は、目的手段審査を行うとしながら、単に、原賠法 1 条に規定する目的を適示して、「立法目的は公共の福祉に合致している」と断ずるのみで、なぜそのようにいえるかについては、何ら理由を示していない。

2 適用違憲

原判決は、上告人らによる、被上告人らに対する原賠法の免責規定（3条 1 項および 3 項。以下「本件免責条項」という）を、本件原発事故に適用する限りにおいて違憲であるという主張に対し、政府の援助が必ず行われるという誤った判断のみに依拠して（原判決【5頁】）、「これは他の不法行為等の被害者と比較しても手厚い保護が図られたものであり、原賠法の責任集中制度が合憲であることは前示のとおりであって、責任集中制度を本件原発事故に適用する限りで違憲とされる余地もない。したがって、控訴人唯野らの適用違憲の主張も理由がない」と判示した（原判決【9頁】）。

そもそも、適用違憲の審理は、対象となる法令等が法律上違憲無効とまではいえない場合でも、当該事件の具体的な事情のもとで当該法令等を適用することが憲法上許されるかどうかについて判断すべきものである。特に責任集中制度は、本来、当然に事故の責任を負うべき主体たる原発メーカーを免責するという、民法上の大原則である過失責任主義を修正するものである以上、合憲限定解釈の必要性について慎重に審理されなければならない。上告人らは、本件原発事故による被害が、原賠法の想定をはるかに超える甚大さであり、かつこれが被上告人らによる重大な過失によって発生したことを十分に主張立証したうえで、適用違憲を主張しているのである。

したがって、原判決が上告人らの適用違憲の主張を否定するのであれば、仮に原賠法の想定をはるかに上回る被害が生じ、それが原発メーカーの重過失によって生じたのだとしても、責任集中制度の適用は合憲であると明確に判断するか、あるいは上告人らの主張する合憲限定解釈を前提としても、本件原発事故による被害は原賠法の想定内ないし被上告人らに重過失はないとの判断によらなければならなかった。

しかし、原判決は、合憲限定解釈の可否にも本件の具体的事情にも一切触れることなく、単に「法令違憲ではないから適用違憲でもない」という理由にもならない理由らしきものによって極めて乱暴な判断をしたのである。適用違憲の争点につき、原判決に理由が付されていないこと、もしくは、理由に食い違いがあることは明らかである。

第3 債権者代位権

原判決は、「金銭債権を有する者が民法 423 条 1 項本文に基づき債務者に属する権利を代位行為するためには『自己の債権を保全するため』であることを要するから、債務者が無資力であることを要すると解される。すなわち、金銭債権を有する者は、債務者の資力が当該債権を弁済するについて十分でない場合に限り、民法 423 条 1 項本文の規定により、当該債権者に属する権利を行使することができる。(中略)したがって、債権者代位権の行使を正当化し得る他の事情が存する場合であれば債務者の無資力は要件にならないと解することはできない」と判示している(原判決【11頁】)。

しかし、民法 423 条 1 項本文は、「自己の債権を保全するため」と規定するのみで、かかる文言から当然に無資力要件が導かれるわけではない。詳細は後述するが、保全の必要性を債務者が無資力の場合に限るとするのは、民法 423 条 1 項本文の解釈のひとつにすぎない。原判決が、そのような解釈を採用するのであれば当然その理由が必要となるものの、原判決にはその理由が示されておらず、文面上、その判断に理由がないことは明らかである。

さらに、原判決は、その内容的にも理由がない。

すなわち、上告人らは、保全の必要性は、「債権者代位権の行使を正当化しうる事情」がある場合に認められることや、仮に債務者の資力が問題となる場合でも「債権の満足を得られなくなる危険」があれば足りるといった主張を、判例や有力な学説等を引用し、詳細に論じてきた。これらの上告人ら主張を排斥するのであれば、本件が上記判例の射程外であることおよび裁判所として上記学説を採用しないことを、理由を付して明言すべきである。ところが原判決は、具体的な検討を避け、単なる抽象論に終始しており、その判断には実質的理由がまったくない。

第4 その他の争点

原判決は、争点 1~7 以外の争点につき、「その他の主張について」とまとめ、「このほかにも原判決につき種々論断するが、いずれも独自の法律見解又は政策的見解にすぎず、採用することはできない」とする(原判決【12頁】)。

しかし、かかる判示の仕方では、いかなる主張について、なぜ独自の法律の見解又は政策的見解に過ぎないと裁判所が考えるのか、まったく理解することができず、訴訟当事者として、いかに反論すればいいかも分からない。あまりに国民を軽視した判決であり、到底許されない態度である。

裁判所としては、どの主張について、どのような理由で排斥するのかを誠実に述べるべきであり、それが当然の職責である。

第2章 立法事実判断の基準時

本訴訟において、極めて重要な争点である憲法前文、13条、25条から導かれる新しい人権「ノー・ニュークス権」の存否と原賠法の責任集中制度の憲法29条2項への適合性を判断するためには、立法事実の検討が不可欠であるにもかかわらず、原判決は、立法事実判断の基準時を間違った結果、社会状況ないし立法事実について一切判断しなかった。そのため、原判決は、憲法前文、13条、25条、29条2項および裁判所の違憲審査権を定めた81条に反することとなった。

第1 原判決の誤り

原判決は、違憲審査における立法事実の判断について、「責任集中制度の憲法適合性を判断するに当たり、被控訴人らの原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等を考慮に入れるべきではない」と述べ（原判決【6頁】）、また「本件原発事故後に責任集中制度を支える立法事実が失われたという事情が本件原発事故後の事情であることはその主張自体から明らかであって、本件訴訟において責任集中制度の違憲性を判断するに当たり、上記事後的な事情を考慮することはできない」として（同【10頁】）、上告人らが主張した「エネルギー事情における原子力発電需要の低下、原子力発電技術に対する信頼の失墜、被控訴人らの原子力発電事業に対するスタンスの変化等の特に本件原発事故後の立法事実の変遷及び消滅」等については一切検討しなかった。

しかしながら、原判決におけるこのような立法事実の判断方法は、その基準時について誤った見解によるものであり、判例にも反している。したがって、上告人らが立法事実を詳細に述べたうえで憲法適合性の判断を求めた憲法前文、13条、25条、そして29条2項についての原判決の判断も誤りであるのは当然である。

第2 立法事実の判断の重要性

1 ブランダイス・ブリーフ

「立法事実」とは、法律の制定を根拠づけ、法律の合理性を支える社会的・経済的・文化的な一般事実である。これに対して、当該事件に関する個別的事実（誰が、何を、どこで、いつ、いかなる動機、意図で行ったかといった特定の事実）は「司法事実」と呼ばれる。立法事実は、司法事実に対する概念である。

憲法訴訟における立法事実に基づく憲法判断の手法は、アメリカの憲法裁判において発展し、その重要性は日本の憲法訴訟においても認められている。アメリカにおける立法事実の主張は、「ブランダイス・ブリーフ」と呼ばれる上告趣意書における新しい主張・立証のあり方として現れ、その後、広くその重要性が認識されるに至った。

「ブランダイス・ブリーフ」とは、アメリカの連邦最高裁で女性従業員の労働時間の上限を10時間に制限した州法の合憲性が争われたミュラー対オレゴン事件（1908年）において、オレゴン州の弁護人であったブランダイスが提出した（その大部分を長時間労働が女性の身体に及ぼす危険性に関する詳細な医学上・社会経済上のデータに関する論述に費やした）上告趣意書に由来する。その後の憲法訴訟においても、このような社会的・経済的事実を詳細に検討する上告趣意書が多くみられるようになり、このような書面が「ブランダイス・ブリーフ」と呼ばれるようになった。社会的・経済的事実の観点から合憲性について検討を加える上告趣意書の影響を受け、判決においても、立法事実について詳細な検討を加える例が一般的になっていったのである。

2 立法事実判断の欠缺

日本においても、薬事法距離制限違憲判決が、立法事実の詳細な検討を加えて違憲の結論を導いている。近時、国籍法違憲判決（最大判2008（平成20）年6月4日民集62巻6号1367頁）、非嫡出子相続分規定違憲決定（最大決2013（平成25）年9月4日民集67巻6号1320頁）において、立法事実の変遷を詳細に検討し、違憲の結論を導いた。

「立法事実を検証しないまま、ただ憲法と法律の条文だけを概念的に比較して違憲か合憲かを定める憲法判断の方法は、実態に適合しない形式的・観念的な説得力の弱い判決になる可能性がある」（芦部信喜『憲法〔第三版〕』【353頁】）ことは、これまでも述べてきたとおりである。

それにもかかわらず、原判決は、本件原発事故後の事情を考慮することはできないと言い逃れをし、立法事実の検討をまったく行わなかった。その結果、立法事実に関する考察を怠った原判決は、なんら説得力をもたず、社会通念からもかけ離れた形式的・観念的な判決になったのである。

上告人らは、原賠法の責任集中制度について憲法判断を求めているのであるから、裁判所は、当該規定を支える立法事実が現に存在するかについて、真摯に向き合い、詳細な検討をするべきである。「違憲を主張する当事者は、いわば国民を代表している面もあるから、その当事者に対する説明責任もないがしろにしてはならない」のである（甲 126【183 頁】）。

第3 立法事実判断の基準時

1 学説

憲法訴訟における立法事実の検討の重要性については、以上述べてきたとおりであるが、立法事実の判断方法については別途考慮を要する。

既に述べたとおり、立法事実とは、司法事実に対する概念であり、通常の司法事実の認定・判断の方法とは異なる取扱いが必要である。立法事実の認定にあたっては、弁論主義が適用されないとされているが、これは、立法事実が「法令の効力にかかわる事実であり、司法事実とは性格を異にするからである」（甲 127【293 頁】）。このように、立法事実と司法事実の判断方法は、その性格の違いから自ずと異なってくるのである。

立法事実は、司法事実と異なり、当該法令を適用することの妥当性に関する一般事実の検証なのであり、立法事実の変遷を裏付ける事実の主張立証について、事件発生時以前の事実限定すべき理由はない。むしろ事件発生時以降の事情を検討し得ないとすれば、裁判時点において、既に妥当性を失っている法律を適用しなければならなくなる可能性が生ずることになり、社会の実情に反した不当な判決がなされるおそれがある。したがって、立法事実の判断については、裁判時までの事情を考慮することが認められる。

学説においても、「憲法訴訟における立法事実の審査とは、かかる『国会の認定した立法事実』が真に当該法律の合理性を推定せしめるに足る一般的事実であるか否かを、裁判所が訴訟手続きにおいて事後的（裁判時）に独自の立場から再精査し、かかる一般的事実が存在しないと認定する場合には、当該法律を違憲と判断することをいう。したがって、裁判所が審査の対象とする立法事実は、**立法当時の過去の事実**そのものではなく、**裁判時において立法を支える立法事実**が存するか否かである（太字ママ）」（甲 128【570 頁】）、「立法当時には合憲性を支えるに十分な立法事実が存在したとしても、その後の変化により、**立法事実の有無を判断する基準時（通常は口頭弁論終結時となる）**において立法事実が存在しなくなっているということもありうる（太字引用者）」（高橋和之『体系憲法訴訟』【188 頁】）などと述べられており、立法事実の判断の基準時は裁判時（口頭弁論終結時）となることが明確にされている。

2 判例

過去の判例を見ても、立法事実については、法適用が問題となった具体的事象以降の一般的事実についても取り上げ、判断をしている。

非嫡出子相続分規定違憲決定（最大決 2013（平成 25）年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁）は、民法 900 条 4 号但書の非嫡出子の相続分を嫡出子の相続分の 2 分の 1 とする規定の合憲性が争われた事件であるが、2001 年 7 月に死亡した被相続人の遺産分割審判にかかる特別抗告事件に関する決定である。

最高裁は、当該規定の合憲性を判断するにあたって、立法事実の変遷について詳細に検討を行っている。特に、非嫡出子をめぐる法制度および判例に言及しているが、その中では、2004 年に戸籍法施行規則の一部改正が行われ、戸籍の続柄欄の記載につき嫡出子と非嫡出子を区別することなく「長男（長女）」等と記載されることとなったこと、最高裁 2008 年 6 月 4 日大法廷判決において、非嫡出子の日本国籍の取得につき、嫡出子と異なる取扱いを定めた国籍法 3 条 1 項の規定が違憲であるとされたこと等が指摘されている。判断の材料として、非嫡出子の出生数についても 2011 年に 2 万 3000 人余りであったことに言及している。これらは、いずれも当該相続の発生時である 2001 年 7 月より後の事実・事情であるが、判例においては、そのことにこだわることなく、当該規定の立法事実の変遷を検討するための事情としてそれぞれ取り上げているのである。

このように、最高裁判例では、立法事実を判断するために、事件後の事情をも取り上げて憲法判断を行っている。

第 4 小括

以上のとおり、立法事実の判断にあたり、考慮されるべき一般的事実・事情は、事件発生前のものに限られるわけではなく、裁判時まで生じた事情については、すべて考慮したうえで違憲審査が行われなければならない。本件では、原賠法制定時から本訴訟の口頭弁論終結時までの立法事実の変遷状況について、詳細に検討したうえで、責任集中制度の違憲性について判断されるべきであった。

違憲審査にあたり、事件後の事情を考慮できないとした原判決は、立法事実判断の基準時について、判例に反する誤った前提に立ち、その結果、立法事実については一切検討さえせずに、憲法前文、13 条、25 条、29 条 2 項についての判断を行った。このように誤った立法事実の判断方法でなされた原判決は、憲法のこれらの条項のみならず、裁判所の違憲審査権を定めた憲法 81 条にも反する。

立法事実の検討における基準時については、憲法判断を行う上で、非常に重要な意義を有するものであるから、最高裁におかれては、まずこの点について明確にしたうえで、原判決を破棄差戻しとすべきである。

第3章 ノー・ニュークス権

上告人らは、本訴訟において、憲法前文、13条および25条から導かれる新しい人権「原子力の恐怖から免れて生きる権利＝ノー・ニュークス権」を主張してきた。裁判所におかれては、かかる人権についての上告人らの主張を正確に理解し、社会状況等を詳細に検討したうえで、その存否について説得的な判断をすることが求められるにもかかわらず、原判決はこれを怠り、漫然と否定したのである。

よって原判決は、民訴法312条1項に該当し、破棄されるべきである。

第1 原判決の誤り

1 ノー・ニュークス権の定義

(1) 原判決は、上告人らが主張するノー・ニュークス権について、間違った定義により、その権利の存在自体を否定した。

たとえば、AがYによって無残にも殺害されたとする。このとき、Aの相続人Xが、Yに対して損害賠償請求をするにあたり、Aの生命のかけがえのなさ、Yの殺害行為の非道さを強く訴えるため、被侵害権利に「生命の尊厳を傷つけられない権利」、「生命の輝きを奪われない権利」といった名称を付けたとする。

裁判所は、こうした「名称」の被侵害権利が、実体法上、あるいは判例法上、未だ見受けられないことを理由として、Xの請求を棄却するであろうか。

そのようなはずはない。なぜなら、こうした名称の被侵害権利が目新しいものであったとしても、それらの根源となる権利が生命そのものであることは明白であり、生命侵害に対しては、損害賠償義務を免れないことが、実定法上も判例上も確立されているからである。

ところが原判決は、ノー・ニュークス権に関し、上記事案においてXの請求を棄却するに等しい極端な誤謬を犯してしまったのである。

(2) すなわち原判決は、「ノー・ニュークス権とは原子力の恐怖から免れて生きる権利であり、具体的には『原発事故が発生した後は、被害を生ぜしめた事故原因者（責任主体）に対し完全な損害賠償を求める権利』などと定義し、人格権や環境権によって認められるもので、憲法13条、憲法25

条によって保障されているとし、原賠法における責任集中制度はノー・ニュークス権を侵害するもので違憲無効であると主張する」(同【3頁】)と、上告人らの主張とは異なる間違った定義づけをしたうえで、「しかし、控訴人唯野らの主張する上記内容のノー・ニュークス権は、これを認める実定法はもとより判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということとはできない。人格権や環境権は上記内容のノー・ニュークス権を認める根拠にならず、憲法 13 条や憲法 25 条がノー・ニュークス権を認める根拠となるものでもない」(下線引用者)として、ノー・ニュークス権そのものを全面的に否定したのである。

なるほど、上告人らは、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」であるノー・ニュークス権が、原発事故が発生してしまった後は、その被害を最小限に止め、二度と同様の被害が発生しないように求める権利に変容するとし、その結果、原判決が述べるような内容の権利となることも述べた。その意味では、これまで人格権に基づき認められてきた権利の、さらなる発展を求めるものではある。しかしながら、そのことを理由に、従来の裁判例等によっても認められてきた権利とほぼ同様の性質を有する本来のノー・ニュークス権までを否定するなど、決して許されてはならないことである。

- (3) この点、第一審判決は、結論としては上告人らの請求を棄却しつつも、「環境権についても、その内容が抽象的で補償範囲が不明確であることから、判例は、人格権と重なる範囲で法的権利性を認めた上で、現実に生命・身体・健康被害が生じているか、その危険が切迫しているような状況が存在した場合に、裁判所に対して差止請求等の方法により救済を求めることができる場合があるとして、その限りで具体的権利性を認めるものである」という限度においてはノー・ニュークス権を認めた(同【16頁】)。原判決は、これと比較しても、著しい後退、およそ法解釈として成り立ちえない粗雑な判断にとどまっているのである。

第一審でも述べたとおり、ノー・ニュークス権とは、原子力の恐怖から免れて生きる権利のことであり、具体的には、憲法前文、13 条、25 条によって導かれる「**通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合に、妨害の排除、または予防を請求しうる権利**」と上告人らは定義している(原告第 2 準備書面【72 頁】ほか)。そして、かかる定義による権利は、「ノー・ニュークス権」という名称自体は目新しく感じるとしても、後述するとおり、実質的には裁判例の積重ねにより、すでに定着した憲法上保護されるべき利益と認められていることは明らかである。

したがって、裁判所におかれては、ノー・ニュークス権について、本来の定義を正確に理解したうえで、その存否につき明確に判断されるべきである。さらにそれが認められるという場合に、この権利が原発事故後においてどのように変容するかが問題となるのであり、この点に関する上告人らの主張について、判断されることを求めるものである。

2 社会状況の検討の回避

新しい人権とは、社会の変革にともない、自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由として憲法上の保護に値すると考えられる法的利益とされる。したがって、それが認められるか否かについては、社会状況等の詳細な検討が不可欠であることは言うまでもない。

この点、ノー・ニュークス権を否定した原判決も、「ノー・ニュークス権は・・・判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということとはできない」としていることから、社会状況等から判断すべきであると考えているように見える。

ところが原判決は、すでに述べたとおり、責任集中制度の違憲審査における立法事実の判断について、「責任集中制度の憲法適合性を判断するに当たり、被控訴人らの原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等を考慮に入れるべきではない」などと述べて、立法事実について一切検討しないまま、合憲判断をしたのと同様、ノー・ニュークス権についても、社会状況等についてはまったく検討さえせず「社会的にみても権利として確立しているということとはできない」と結論付けたのである。

かかる判断方法が間違っていることは明らかであり、ノー・ニュークス権を巡る社会状況等について、詳細に検討したうえで、かかる権利が現在、社会において、自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由として憲法上の保護に値すると考えられる法的利益といえるかどうかにつき、判断されるべきである。

第2 ノー・ニュークス権に関連する裁判例

原判決は、ノー・ニュークス権を認める判例・裁判例はないと断言したが、そのような認識は、あまりに近時の裁判所の動向に対する無関心・不勉強をさらけ出すもので、明らかに間違っている。むしろ、**今や裁判例は、ノー・ニュークス権という名称こそ使わないものの、実質的には当然の権利として認めている。**

以下、いくつかの裁判例を挙げる。

1 福井地裁判決

- (1) 2014年5月21日に福井地裁判決が言い渡した、大飯原発3、4号機の運転差止めを命じる判決（以下「福井地裁判決」という）につき、詳細は既に述べたが（原告第2準備書面 第1章 第2の6【66～71頁】）、司法が原発に関してどのように判断をすべきか、その模範を世界中に示した（実際、同判決は世界中で報道され、極めて高い評価を受けてきた）。この判決は、いったいノー・ニュークス権の侵害によってどのような事態が引き起こされるか、本件原発事故によって誰の目にも明らかになった深刻な状況を真摯に受け取って言い渡されたものである点が重要である。
- (2) 同判決は、「原子力発電所は、電気の生産という社会的には重要な機能を営むものではあるが、原子力の利用は平和目的に限られているから（原子力基本法2条）、原子力発電所の稼働は法的には電気を生み出すための一手段たる経済活動の自由（憲法22条1項）に属するものであって、憲法上は人格権の中核部分よりも劣位に置かれるべきものである。しかるところ、大きな自然災害や戦争以外で、この根源的な権利が極めて広汎に奪われるという事態を招く可能性があるのは原子力発電所の事故のほかは想定し難い。かような危険を抽象的にでもはらむ経済活動は、その存在自体が憲法上容認できないというのが極論にすぎるとしても、少なくともかような事態を招く具体的危険性が万が一でもあれば、その差止めが認められるのは当然である。このことは、土地所有権に基づく妨害排除請求権や妨害予防請求権においてすら、侵害の事実や侵害の具体的危険性が認められれば、侵害者の過失の有無や請求が認容されることによって受ける侵害者の不利益の大きさという侵害者側の事情を問うことなく請求が認められていることと対比しても明らかである」として、人格権という根源的な権利が広汎に侵害される具体的危険性が万が一にでもあれば、原発の差止めが認められるのは当然であると断じた。
- そのうえで、「本件訴訟においては、本件原発において、かような事態を招く具体的危険性が万が一でもあるのかが判断の対象とされるべきであり、福島原発事故の後において、この判断を避けることは裁判所に課された最も重要な責務を放棄するに等しいものと考えられる」として、裁判所としてあるべき姿を自ら明確にしたのである。
- (3) 今日において、原発事故による深刻な人権侵害が、万が一にも引き起こされてはならないことは、もはや誰もが同意する社会通念となった。福井地裁判決は、かかる社会通念を真摯に認めただけで、原発事故によって侵害される権利につき、「人格権」という従来の伝統的な表現を用いつつも、人格権侵害の具体的危険性が「万が一でもあれば」という文言を加えて、

差止めが認められるべき要件を緩和した。このことは、人格権侵害に対する不安に合理的理由がある場合と同趣旨であるため、実質的にはノー・ニュークス権を認めたものといえる。

原発の危険性につき同判決と同様の判断を示した同年 11 月の大津地裁決定もまったく同じである。

つまり、原発事故による人格権侵害が生じる具体的危険性が万が一でもあれば原発の差止めが認められるということは、その危険に対する合理的な理由による不安が保護法益として認められたということであり、かかる法理は、福井地裁判決、さらにはその後の大津地裁決定などによっても確認されている。

2 前橋地裁判決

本件事故後の損害賠償請求訴訟においても、2017 年 3 月 17 日、前橋地方裁判所が、平穏生活権の核心部分としてノー・ニュークス権を明確に認めたことは、すでに詳述した（控訴人第 1 準備書面 第 3【18～22 頁】）。

同判決は、ノー・ニュークス権という名称こそ用いていないものの、「原告らが平穏生活権が包摂する権利として挙げるもののうち、原子力発電に関わる放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線ひばくによる健康影響への恐怖や不安にさらされることなく平穏に生活する利益（以下、単に「放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益」と呼称することもある。）が、法律上保護される利益であることは、原子力災害の防止に関する法律（炉規法、原災法等）及び原賠法 3 条から明らかである」として、原子力の恐怖から免れて生きる権利が法的保護に値する利益であることを明言したのである。

このことは、避難指示区域外からの避難者（以下「自主避難者」という）、つまり自らの判断による被曝の不安から避難した人々に対する損害賠償請求を認めたことによって、具体的に示されている。

3 福島地裁判決

さらに、2017 年 10 月 10 日、福島地方裁判所も、本件原発事故の被害者らが提起した損害賠償請求において、「人は、その選択した生活の本拠において平穏な生活を営む権利を有し、社会通念上受忍すべき限度を超えた大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、地盤沈下、悪臭によってその平穏な生活を妨げられないのと同様、社会通念上受忍すべき限度を超えた放射性物質による居住地の汚染によってその平穏な生活を妨げられない利益を有しているというべきである。ここで故なく妨げられない平穏な生活には、生活の本拠において生まれ、育ち、職業を選択して生業（なりわい）を営み、家族、生活環境、地域コミュニティとの関わりにおいて人格を形成し、幸福を追求

してゆくという、人の全人格的な生活が広く含まれる」と述べ、事実上ノー・ニュークス権を内容豊かに認めた。

そして、当然のことながら、同判決も自主避難者による損害賠償請求を認めている。

4 東京地裁判決

2018年2月7日には、東京地裁においても、本件事故で避難指示区域となった福島県南相馬市小高区（旧小高町）の住民321人が提起した損害賠償請求について次のように判示し、ノー・ニュークス権に新たな内容を加えた。

すなわち同判決は、「生活基盤の大幅な変容という過去に類を見ない規模の極めて甚大な被害が生じた」と指摘し、「故郷に生きる利益」の侵害があったことを認めた。その上で、原告らが主張する「ふるさと喪失」や長期の避難生活による損害を認め、一人当たり原則330万円の支払いを命じた。

いうまでもなく、「(放射能の危険にさらされることなく)故郷に生きる権利」は、ノー・ニュークス権の重要な内容を構成するものである。

5 小括

このように、放射性物質による汚染への恐怖にさらされず平穩に生活する権利、すなわちノー・ニュークス権は、今や日本の裁判所がほぼ一致して認めるところとなっている。このことは、上記裁判例以外の訴訟においても、自主避難者による損害賠償請求が、自らの判断による避難であることを理由に斥けられた例が見当たらないことにも示されている。

原判決は、このような裁判所の動向を検討することもなく、また、後述するとおりノー・ニュークス権を巡る社会状況についても一切考慮せず、「ノー・ニュークス権は・・・判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということとはできない」などという愚かな判断を述べたのである。

第3 ノー・ニュークス権を巡る社会的状況

原判決は、「ノー・ニュークス権は・・・判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということとはできない」と述べた。

原判決がいうとおり、権利の確立のためには社会状況が重要な考慮要素となるところ、本件原発事故により原発に対する信頼は崩壊し、被害の凄まじさを目の当たりにした今、社会の状況は大きく変化している。それにもかかわらず、原判決は、それらを一切考慮することなく上告人らの主張を排斥したのである。

社会的状況等を仔細に検討すれば、今やノー・ニュークス権は、裁判にお

ける動向も含め「社会的にみても権利として確立しているということ」が十分にできる。

以下、詳述する。

1 新しい人権

- (1) 幸福追求権（憲法 13 条）は、「社会の変革にともない、『自律的な個人が人格的に生存するために不可欠と考えられる基本的な権利・自由』として保護に値すると考えられる法的利益」を「新しい人権」として憲法上保障する根拠となるものであり（芦部信喜『憲法〔第六版〕』119 頁）、このことは、判例上も学説上も争いが無い。

すなわち、新しい人権は、社会の変革にともなって人権として承認されうるものであることから、人権として保護すべき法的利益といえるかどうかは、社会状況等を詳細に検討したうえで、それが肯定される場合には、新しい人権として承認されるべきである。

この点、憲法学者の戸波江二は、「幸福追求権から非列举人権が導き出される要件」について、「権利の性質からして特定の人権と把握できるか、権利が社会的に承認されうるか、という二点が考えられる」とする。このうち、社会的承認が必要となるのは、「主張された権利を憲法上の人権として承認する社会意識の存在は、突飛な人権主張を斥けるためにも必要である」とする。そして、具体的に、「社会的承認としては、〔i〕当該権利を憲法上の人権と評価するだけの社会的必要性が客観的に認められ、かつ、〔ii〕国民の間で一般的に権利性を肯定する社会意識が存在することをいうと解されよう」とする（〔 〕括弧および太字引用者。甲 129【12 頁～13 頁】）。

すなわち、社会的に承認されているかどうかは、〔i〕社会的必要性と〔ii〕社会意識の存在を検討することによって決することになる。

- (2) 憲法学者の高橋和之は、新しい人権を承認するための要件について、「新しい人権の承認のためには、少なくとも次の二点の論証が必要である。①自律的生のために不可欠な利益であること。②その利益の確保が非常に困難となっていること、換言すれば、その侵害の危険性が非常に高くなっていること」であると述べる（甲 130【147 頁～148 頁】）。このうち②は、その権利を保護すべき社会的必要性を要求しているものといえ、同氏の見解も前述の戸波説と大きく異なる見解ではないと考えられる。

高橋によると、新しい人権を承認するための要件について上記①②が必要であるが、同氏が本件訴訟において、ノー・ニュークス権について述べた意見書（乙 1。以下「高橋意見書」という）では、これらの点について一切検討を加えていない。高橋意見書では、幸福追求権を根拠として具

体的な権利が認められるためには、「保障内容が明確に確定された個別的・具体的権利類型として構成されなければならない」としつつ、ノー・ニュークス権は、「いまだ抽象的な性格にとどまっており、訴訟において依拠しうるほどの具体性を欠いている」と述べ、新しい人権と認めることは困難であるとした（もともと、人格権と重なる限度で憲法上の権利としての保護が与えられる可能性については、否定しなかった）。

しかし、上告人らがすでに述べたとおり、ノー・ニュークス権は、通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生するおそれがあると感じる場合、その妨害を排除し、予防を請求し得ることを内容とする。また、原発事故が発生した後は、被害が拡大しないよう求めたり、二度と同様の事態が発生しないよう求めることができる権利へと変容する（原告第2準備書面 第1章 第2の7（4）（5）（76～80頁）、控訴理由書 第2章 第1の2（5）【13頁～15頁】）。

高橋意見書は、本訴訟が提起されて間もない時期に出されたために、このようなノー・ニュークス権の内容に関する上告人らの具体的な主張を考慮することなく、「原子力の恐怖から免れて生きる権利」という文言のみから表面的な検討をしたものに過ぎない。

高橋意見書は、自身の著書で必要であると述べる、「自律的生のために不可欠な利益」への該当性や「侵害の危険性」の有無や程度について何ら検討していないが、本件原発事故以降、原発に対する国民の意識は大きく変化しており、社会的には原子力による生命身体に対する侵害の危険性、原発や原子力への恐怖が切実なものとして現実化している。高橋意見書は、ノー・ニュークス権について実質的な検討をしているものではなく、論理としてはあまりに未熟かつ不十分である。

- (3) 上告人らがこれまで主張してきたノー・ニュークス権を取り巻く状況に基づき、前に述べた〔i〕社会的必要性和〔ii〕社会意識の存在についてみると、まず重視すべきは、原子力はその性質や影響力において、他のあらゆる有害物質や社会的害悪等と一線を画す、際立った特徴を有していることである。

後に詳述するが、原子力の被害は、本件原発事故後の状況をみても明らかなおおりに、極めて広範ないし長期間に及び、かつ人の生命身体に直接間接に侵害を及ぼすと同時に、コミュニティを破壊して、被害者の人生や生活を根こそぎ奪うという、他に類を見ない深刻さを有する点で特異である。そして、原子力による事故は、人間が未然に防ぐことができないというえ、一度事故が発生してしまったら、早期に事故を収束させ、放射性物質の拡散を防ぐことはほぼ不可能であり、現在の科学技術では人間が

コントロールすることはできない。原発事故の発生が不可避であることは、過去から現在に至るまで、実際に原発事故が多発していることから明白である。さらに、本件原発事故の生の被害状況は、原発事故による被害のすさまじさを如実に示している。

このように、原発事故が発生したら被曝を完全に避けることは困難であるうえ、その影響は甚大である。原子力から免れて平穩に生活したい、原子力の恐怖から免れたいという思いは、人格に対する具体的な危険を避けようとする要求であり、〔i〕これを人権と評価すべき社会的必要性は今や十分に成熟したものといえる。

さらに、本件原発事故を受け、原発に対する国民の意識は明らかに変化した。また脱原発に向けた政策に転じるといった世界の反応も、人々が原子力の恐怖から逃れたいという思いは、単なる感情ではなく、人として生活するための当然の要請であり、権利として求められていることが明確となった。このように、〔ii〕ノー・ニュークス権を肯定する社会意識が存在することは明らかである。

このように、ノー・ニュークス権が人権として承認されるための社会状況等はすでに存在している。裁判所は、このような現状を真摯に認識し、ノー・ニュークス権について判断すべきである。

以下、詳述する。

2 社会的必要性

(1) 被害の特異性

これまでも述べたとおり、原子力による被害は、他に比較するものがないほどの特異性を有する（訴状第6章第3【48頁～51頁】、原告第1準備書面第2【7頁～9頁】、同第2準備書面第2の2【35頁～41頁】、控訴理由書第2章第1の2(3)【8頁～11頁】、同(4)イ【12頁～13頁】）

ア 原子力による被害の及ぶ範囲は、他に類を見ないほどに広い。

空間的範囲としては、原発の存在する都道府県を超え、広範な地域に及ぶ。大気中に放出された放射性物質が風向き等によって日本の相当範囲に及ぶうえ、海水中に流れ出た放射性物質は、世界中に拡散する。さらに、放射性物質に汚染された食料を食べることなどによって、各地で内部被曝も起こり得る。

また、放射性物質が放射線を放出しなくなるまでの期間は、種類にもよるが、例えばセシウムやストロンチウムの毒性が消滅するまでには約1000年を要し、その間放射線が放出され続けていることになる。原子力による影響は、時間的にも極めて長期に及ぶのである。

さらに、放射線は、遺伝により、その子孫にまで影響が現れる可能性がある。染色体の異常や遺伝子の突然変異が起き、その影響が子孫にまで現れ、世代を超えた健康被害が生じ得るのである。それゆえ、**被曝者は、その被害がいつ生じるか分からないという深刻な不安を抱えながら生きることを強いられることになる。**

イ 原子力による健康被害には、急性障害と晩発性障害があるといわれているが、いずれも深刻である。

急性障害は、100mSv以上の被曝によって発症するといわれている。1954年3月1日の第五福竜丸事件では、被曝から約半年後、無線長が死亡した。1999年9月30日の茨城県那珂郡東海村で発生したJCO臨界事故では、事故から83日後に1名が、211日後に1名が死亡した。いずれも急性障害とされている。

他方、被曝量が少ない場合でも、時期を経て、がんや白血病といった晩発性障害を引き起こすことが分かっている。実際、本件原発事故後、福島県において小児甲状腺がんが異常に多発している現状をみても、このような放射性物質の脅威が現実化していることが分かる。

さらに、原子力による健康被害については、医学的・科学的に解明し尽くされているとはいえず、被曝者には今後予期しない被害が生じる可能性も孕んでいる。

このように、原子力は、いかなる治療によっても回復不可能な打撃を人体に与え、最悪の場合、死に至らしめるもので、その被害は極めて深刻である。

(2) コントロール不能性

原子力は二重の意味で人間がコントロールすることは不可能である（原告第1準備書面 第2の2【7頁～8頁】、同第2準備書面 第2の1【13頁～35頁】、控訴理由書 第2章第1の2(4)ア【12頁】）。

ア 原発は極めて複雑なシステムで構成されている。その原発の設計・建設・保守管理・危機管理という全体を理解している人間は存在しないともいわれている。

また、そもそも原子力や核分裂により生じる放射能の性質・危険性自体、いまだ完全には解明されていない。原子力エネルギーは人間が制御できる領域ではないと述べる科学者も存在するほどである。

このように、**原発は人間が完全に把握できているものではなく、事故を未然に防ぐことはできない。**その意味で、人間が原子力をコントロールすることは不可能というべきである。

実際に、本件原発事故は過酷事故にまで至っている。過酷事故とは、

「設計上想定していない事態が起こり、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却又は反応度の制御ができない状態になり、炉心溶融又は原子炉格納容器破損に至る事象」と定義されているが、実際に、その「想定」を超える事故が起きているのである。

イ また、一旦原発事故が発生してしまえば、高線量の放射能汚染により、事故現場に立ち入ることができなくなることから、早期の収束ができず、放射能の拡散を抑止することもほぼ不可能となる。それは本件原発事故後の現状をみれば明らかである。

また、被曝した場合の治療方法が解明されているともいえず、除染作業の方法も確立しているとは言い難い。現在も本件原発事故の除染作業が行われているが、土壌、森林、海洋が本件原発事故前と同様の状態まで復旧できる目処は立っておらず、どれほどの時間や費用を要するのかわからない。

このように、**原発事故後、放射能の拡散を抑止できないこと、被害の復旧方法も欠如していることから、人間は原子力をコントロールすることはできない。**

(3) 多発する原発事故

1950年代の原発稼働開始から、国際原子力事象評価尺度 (INES) レベル4以上の原発関連事故に限っても、世界中で14件もの事故が起きている。日本国内では、大小を問わず、1200を超える原発事故が発生している。

地震大国の日本では、とくに原発に対する対策はなされていたはずであり、また過去にこれほど多くの原発関連事故が繰り返されているにもかかわらず、現実には本件原発事故という未曾有の事故が起きてしまった。

それは、原発事故には多種多様な原因が存在し、そのすべてに対応する安全対策を講じることは不可能であるからにほかならない。前述のとおり、人間が原発や原子力をコントロールできないことを示す何よりの証拠である。今後も原発事故が発生するおそれが消え去らないまま、人々は生活していかなければならない(原告第2準備書面 第2の1(2)【14頁～16頁】)。

(4) 本件原発事故の被害状況

本件原発事故は、原発事故の被害の甚大さや深刻さを目の当たりにする衝撃的な出来事となってしまった。

本件原発事故は、INESレベルに基づき、最悪のレベル7(深刻な事故)という評価がなされている。福島県内では多くの地域で年間1mSvをはるかに超える放射線量が検出され、避難区域、警戒区域等の指定がなされ、

約 16 万人の福島県民が避難した。

避難者は、生活を根こそぎ奪われ、生活の基盤である地域生活も強制的に奪われた。

避難者の精神的な負担は大きく、原発関連死の総数は、2015 年 3 月 10 日時点で、少なくとも 1233 人にも上るとされている。

また、避難者の子へのいじめが、2017 年 3 月時点で 199 件あったとの報告もなされており、予期していなかった被害をも生んでいる。

本件原発事故の被害は身体的なものにとどまるものではない。今もなお、想像を超えるほどの精神的な苦痛を被災者に与えている。

詳細は、訴状 第 6 章 第 5 【54 頁～63 頁】、第 1 審・第 2 準備書面第 2 の 3 【41 頁～55 頁】、控訴理由書 第 2 章第 1 の 3 【16 頁～27 頁】にゆずるが、とくに、控訴理由書で主張した内容は、避難者の状況をリアルに述べている。

(5) 社会的必要性

以上のとおり、原子力は人間がコントロールできないものであり、かつその被害の影響はすさまじい。過去に原発事故が多発しているように、とくに地震大国日本では、今後も原発事故が起こりうる可能性を否定できない中での生活を強いられている。

原子力による深刻な被害がいつ起きてもおかしくない状況の中で、原子力という人格に対する具体的な危険を避けたいという利益については、人権と評価するだけの社会的必要性が認められるといえる。

3 社会意識

(1) 本件事故後の国民の意識の変化

ア 本件原発事故後、国民の原発への意識は大きく変わった。

本件原発事故後の 2012 年 8 月、パブリックコメントにおいて、89.1% が原発を不要と回答した。

また、本件原発事故後には、反原発デモが全国各地で頻発し、2012 年 7 月 16 日に東京・代々木公園で開催された「さようなら原発 10 万人集会」には約 17 万人もの参加者が集まった。事故から約 7 年経過した現在も、同様のデモや抗議行動は全国各地で行なわれている。

本件原発事故を契機に、福島県や東北からの転出者が増加しただけではなく、東京や神奈川等からも、本件原発から離れた九州等に移り住んだ国民は少なくないのである（原発事故被害救済九州弁護団ホームページ <http://genpatsukyusai-kyushu.net/>）。

イ 本件原発事故の避難者を保護する必要があることは、政府も認識している。2012 年 6 月には、「東京電力原子力事故により被災した子ど

もをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」が制定された。同法の目的は、「〔本件原発事故により〕放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者（以下「被災者」という）が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていること」に鑑み、被災者生活支援等施策の基本事項を定め、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって「被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする」と規定されている（〔 〕括弧内引用者）。

同法の目的・内容からすると、政府も、いわゆる「避難の権利」を肯定していることは明らかである。

ウ また、2017年3月17日の原発避難者訴訟・前橋地裁判決でも、「原子力発電に係る放射性物質によって汚染されていない環境において生活し、放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益」（同裁判所は、これを「放射線被ばくへの恐怖不安にさらされない利益」と呼ぶ）は平穏生活権に包摂される利益であると認定されている。

これらの点については、そのほかにも、訴状 第7章 第3の2【72頁～78頁】、控訴理由書 第2章 第1の3(4)【24頁～27頁】で述べているが、本件原発事故を契機として、国民の間で原子力の恐怖から逃れたいという意識が共通のものとなり、政府や裁判所によっても、現に権利として認められているに至っているのである。

(2) 本件原発事故に対する世界の反応

ア 原発に対する意識の変化は、日本国内にとどまらない（訴状 第7章 第3の3【78頁～79頁】、原告第2準備書面 第1章 第2の5(2)【60頁～65頁】）。

世界の原発事故に対する態度は、1986年4月26日チェルノブイリ原発事故によっても大きく変化した。とくにドイツでは、それ以前からも反原発の市民運動が行なわれていたが、チェルノブイリ原発事故により1000km離れていたドイツにも、雨などによって放射能が届いたこと等から、国民の原発に対する意識が大きく変化した。政治にも影響し、チェルノブイリ事故後、「脱原発」を掲げる緑の党が、得票率を増

加させた。

さらに、本件原発事故により、ドイツでは脱原発が進み、2022年までに全原発17基を廃止することが決定された。

また、韓国、台湾、スイスでも2017年に将来的に原発を閉鎖することが閣議決定されたり、法制化されたりしている。

イ さらに2017年11月14日には、国連の人権理事会から日本に対して、人権侵害の可能性のある事例に関し、多数の勧告がなされた。その中で、本件原発事故に関連した勧告も複数なされた。その内容は以下のとおりである。

6.215. 福島の高放射線地域からの自主避難者に対して、住宅、金銭その他の生活援助や被災者、特に事故当時子供だった人への定期的な健康モニタリングなどの支援提供を継続すること。

6.216. 男性及び女性の両方に対して再定住に関する意思決定プロセスへの完全かつ平等な参加を確保するために、福島第一原発事故の全ての被災者に国内避難民に関する指導原則を適用すること。

6.217. 特に許容放射線量を年間1ミリシーベルト以下に戻し、避難者及び住民への支援を継続することによって、福島地域に住んでいる人々、特に妊婦及び児童の最高水準の心身の健康に対する権利を尊重すること。

6.218. 福島原発事故の被災者及び何世代もの核兵器被害者に対して、医療サービスへのアクセスを保証すること。

(以上、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken_r/upr_gai.html)

国連は、自主避難者に対しても国は健康モニタリングといった支援を継続すべきことや放射線量を減少させることを日本に求めている。これは、国連や世界中の国々でも、放射性物質を避けて避難することは人権であり、放射性物質の存在はその人権を侵害すると認識されている結果であるといえる。

以上のように、世界でも、いまや原子力を避けて生活することは当然の権利であると考えられている。

(3) 社会意識

以上の事情からすると、日本国内のみならず、世界中で、原子力や原発事故の恐怖や不安から避けたいという利益は、単なる願いではなく、権利として肯定する社会意識が存在していることは明らかである。

4 小括

原子力によって汚染されていない環境において生活し、原子力の恐怖や不安にさらされない利益は、〔i〕人権と評価するだけの社会的必要性が客観的に認められ、さらに〔ii〕国民のみならず世界中で一般的に権利性を肯定する社会意識が存在している。

よって、ノー・ニュークス権は、社会的状況からみても憲法上の人権として承認されてしかるべきである。

最高裁におかれては、原子力の被害の特殊性、本件原発事故の被害状況、日本国民や世界の意識の変化を見落とすことなく、ノー・ニュークス権について判断されるべきである。

第4 ノー・ニュークス権の侵害

1 原発事故発生後のノー・ニュークス権

ノー・ニュークス権の本来の意味は、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合に、妨害の排除、または予防を請求しうる権利」であるが、不幸にも原発事故が発生してしまうと、この権利が役割を終えて消滅してしまうというわけではない。二度と同様の事態が発生しないよう、さらに強い権利に進化・変容するのでなければ、権利として存在する意味がないからである。そこで、具体的にどのような権利となるかを考察する必要がある。

この点については、原告第2準備書面で詳述した（同第1章第2の7（5）【77～80頁】）。以下、その要点を述べる。

（1）完全な被害賠償を受ける権利

不法行為によって被害を受けた場合に、損害の賠償を求めることができるのは当然であるが、賠償を求める相手方は誰でもいいというわけではない。元来、放射能被害に対する合理的不安感があり、それに基づいて妨害排除や予防を請求し得る権利があったにもかかわらず、その権利が侵害され、実際に損害を受けてしまったことによって発生する損害賠償請求権だということを軽視してはならない。こういった性質を有する権利であることからすれば、その責任主体に対して請求権を行使できるのは当然である。

このことは、不法行為の被害者救済のための賠償責任の機能からも導くことができる。この機能は、損害補填機能のみならず制裁的機能の2つに集約することができる。後者については、**損害惹起の抑止機能**という整理も可能であると同時に、**不法行為法における制裁的機能は決して小さいものではなく、不法行為法の第2の目的とされているのである。**

したがって、原発事故の被害者は、ノー・ニュークス権に基づいて、事

故の原因者に対して、完全な被害賠償を求めることができる。

(2) 被害を最小限にとどめるよう求める権利

ア 当該事故を迅速に収束させるよう求める権利

被曝による被害を最小限にとどめるためには、一刻も早く事態を収束させることが不可欠である。したがって、我々は、ノー・ニュークス権に基づき、当該事故を迅速に収束させるよう求めることができる。

イ 避難の権利

この権利についての議論は、すでに十分に成熟しており、2012年6月21日に成立したいわゆる子ども・被災者支援法によっても、一定程度現実化した（控訴理由書 第2章 第1の3(4)【24～27頁】）。

さらに、後に詳述するように、近時の裁判例においても、自主避難者たちに対する損害賠償請求権が認められていることによっても、今や権利として定着したとあってよい。

(3) 再び同様の権利侵害が発生しないよう求める権利

ア 原因者および事故原因の究明を求める権利

同様の事故ないし権利侵害が発生しないよう対策を講じるためには、事故の発生原因を徹底的に究明することが必要不可欠である。したがって、我々は、ノー・ニュークス権に基づき、原発事故の原因ならびに原因者を究明するよう求めることができる。

イ 新たな規制等による安全の保障を求める権利

前項を前提として、再び原発事故が起こることのないよう万全の対策を実現するため、ノー・ニュークス権に基づいて、新たな規制等を策定し、完全な安全を保障するよう求めることができる。

2 ノー・ニュークス権の侵害

以上のとおり、本件原発事故の被害者には、ノー・ニュークス権によって、その責任主体に対して、損害賠償請求をする権利がある。本件原発事故の責任主体とは、東京電力のみならず、当該事故について故意ないし重過失が認められる被上告人らが含まれる。ところが、被害者らは、本件免責条項によって、原発メーカーに対する損害賠償請求を妨げられているのであるから、本件免責条項を含む責任集中制度はノー・ニュークス権を侵害している。

また、本件免責条項は、原発メーカーにモラルハザードを引き起こしている。このことは、単なる推測ではなく、論理必然的に現実化していることを、上告人らはすでに論証した（控訴理由書 第2章 第1の4【27～35頁】）。したがって、本件原発事故は本件免責条項によって発生したものであることができ、この点においても、原賠法はノー・ニュークス権を侵害したのである。

第5 2つの判断事項

原判決は、ノー・ニュークス権について、「判例・裁判例もなく、社会的にみても権利として確立しているということはできない」と述べ、新しい人権として認めなかった。しかし、これまで述べたとおり、ノー・ニュークス権を実質的に認める裁判例は、今や多数存在し、さらに社会的状況においても、その必要性および認識が認められる。また、学説においても、「環境的生存権」等、ノー・ニュークス権と類似する権利が多数論じられている（原告第2準備書面 第1章 第2の5【55～60頁】）。したがって、原判決の判断が間違っていることは明らかであり、ノー・ニュークス権の存在は認められるべきである。

そこで、最高裁判所におかれては、まず、「通常人が合理的な理由に基づいて、放射能による生命・身体・財産の侵害が発生する恐れがあると感じる場合に、妨害の排除、または予防を請求しうる権利」という本来の意味におけるノー・ニュークス権が新しい人権として認められるかにつき明確に判断し、それが認められる場合には、原発事故後にどのように変容するかにつき、判断されることを求める。

第4章 財産権

第1 違憲審査基準

1 原判決の誤り

(1) 立法裁量論

財産権侵害について、上告人らは第一審で責任集中制度が憲法29条2項に反するとの主張を行なったところ、第一審判決は、責任集中制度が憲法29条1項に反するとする主張は採用できないとのみ述べ、憲法29条2項の違反に何ら言及しなかった。上告人らは控訴審でこの点を指摘し、第一審への差戻しを求めたにもかかわらず、原判決は、「原判決28頁15行目の『憲法29条1項』の次に「, 2項」と加える。」として（原判決【2頁】）、以下のとおり論じた。

まず原判決は、責任集中制度は「原子力損害に係る損害賠償請求権の相手方を制限するという限りにおいて、被害者の財産権を制限する面がある」として、責任集中制度が財産権の制限であることを認めた（同【4頁】）。

その上で、原判決は、このような制限の合憲性を判断するにあたり、以下のような審査基準を採っている。

「財産権に対する規制が憲法 29 条 2 項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、規制及び制限の程度を比較考量して決すべきものであるが、裁判所としては、立法府がした上記比較考量に基づく判断を尊重すべきものであるから、立法の規制目的が公共の福祉に合致しないことが明らかであるか、又は規制目的が公共の福祉に合致するものであっても規制手段が上記目的を達成するための手段として必要性若しくは合理性に欠けていることが明らかであって、そのため立法府の判断が合理的裁量の範囲を超えるものになる場合に限り、当該規制立法が憲法 29 条 2 項に違背するものとして、その効力を否定することができる」と解される（最高裁昭和 62 年 4 月 22 日大法廷判決・民集 41 卷 3 号 408 ページ参照）」

これは、森林法による共有物分割請求権を否定した、いわゆる森林法違憲判決の審査基準を引用したものである。その概要は、対象となる規制の目的、必要性、内容、制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較考量して決すべきとしながら、立法裁量を重視し、いわゆる「下駄をはかせた」状態にして、目的及び手段のいずれにも「明らか」という条件を付して審査基準を緩和（違憲を主張する者にとっては厳格化）している。

確かに、森林法違憲判決は、森林法が憲法 29 条 2 項にいう公共の福祉と適合するか否かを判断したものであり、その点では、本訴訟の争点と共通するものがある。しかし、憲法 29 条 2 項違反を審査するからといって、同判決の違憲審査基準が自動的に採用されるというものではない。本件は、森林法違憲判決と全く異なる事案であるから、違憲審査基準において、同判決のように安易に立法裁量に下駄をはかせるべきではないのである。

（2）立法政策論

また、原判決は、上告人らが「財産権に係る憲法適合性の審査に際し、危険責任・報償責任の考え方の重要性、モラルハザードの防止の必要性等を考慮すべきであるなどと主張するが、いずれも立法政策論の域を出ないものであり、採用の限りでない」と述べ、具体的な検討を怠った（同【8 頁】）。

しかし、立法政策論とは、A という政策によれば甲の基本的人権がよりよく保障され、B という政策によれば乙の基本的人権がよりよく保障さ

れるというような場合に、A と B のいずれの政策を選択すべきか、という問題である。しかるに本件では、原子力事故による被害者の救済と原子力事業による経済活動が問題となっているのであって、いかなる政策によれば、いずれか基本的人権がよりよく保障されるかという場面とは明らかに相違する。原賠法は、現に原子力損害が発生した場合に、いかに被害回復を図るかを主題にした立法であることから、経済活動をよりよく保障する政策など、そもそもあり得ないのである。

よって、原賠法の違憲審査において、裁判所が立法政策論を持ち出し、実質的な審理を回避することは、到底認められない。原判決は、許されない間違いを犯したのである。

2 上告人らの主張

原賠法の責任集中制度が公共の福祉に適合するか否か、つまりその合憲・違憲を判断するためには、以下の理由により、立法裁量に重きをおくのではなく、規制目的の正当性並びにその目的達成の手段の合理性および必要性を実質的に審査すべきである。

(1) 本件における財産権制限の本質

ア 原判決は「立法府がした上記比較考量に基づく判断を尊重すべき」とするが、そもそも、なぜ本件が、立法府の判断を尊重すべき場合に該当するのかが一切説明されていない。人権制限につき立法府の裁量を語るとすれば、それは立法府の判断を尊重すべきであるという意味に理解する以外にないのであり、立法裁量論が妥当するのは立法府の判断を尊重すべき場合に限定されるのである（戸松秀典『憲法訴訟 第2版』（有斐閣）293頁）。

イ 森林法違憲判決は、民法 256 条 1 項が共有物分割請求権を規定しているにもかかわらず、森林法 186 条が分割を制限しているため、共有森林の分割ができない者が、同法が憲法 29 条 2 項に違反していると主張した事案である。この事案で森林法 186 条が財産権の侵害に該当するとされた理由は、同法が共有物分割請求権という、「各共有者に近代市民社会における原則的所有形態である単独所有への移行を可能ならしめ、物の経済的効用を十分に発揮させるという公共目的をも果たすものとして発展した権利であり、共有の本質的属性として、持分権の処分の自由とともに、民法において認められるに至った」権利を制限するからである。

すなわち原告（控訴人・上告人）はすでに有している財産権の効用を発揮させることについて制限を受けたものであり、財産そのものが毀損されたわけではない。このような意味で、財産そのものが奪われる事

態に比して、すでにある財産についての権利のあり方についての立法における立法府の裁量に重きが置かれたということであり、そこには合理的理由を見出すことができる。

ウ 他方、原賠法の責任集中制度は、原判決によっても「原子力損害に係る損害賠償請求権の相手方を制限する」ものである。

原発事故の被害者は、極めて深刻な被害を受け、その甚大なマイナスを回復するため損害賠償請求権という財産権を有している。このマイナスは、被曝による生命・身体への危害、将来の子孫に対する悪影響、避難を余儀なくされることによるコミュニティやふるさと、さらには人生や生活そのものの喪失、計り知れない精神的苦痛やストレスといった、本来的には回復不能な損害であり、その代替手段として金銭に換価せざるを得ないが故の損害賠償請求権なのである。

このように、**原賠法の責任集中制度は、マイナスからの回復を本質とする財産権にさらに制限を加えるものであるから、共有森林というプラスの財産の効用の発揮を制限した森林法とはまったく異なる性質の立法であるといわねばならない。**

エ ところで、森林法違憲判決の違憲審査基準は、薬事法距離制限違憲判決（最高裁 1975（昭和 50）年 4 月 30 日大法廷判決・民集 29 卷 4 号 572 頁）の審査基準を踏襲しつつ、目的および手段のいずれにも「明らか」という文言を加えたことにより、薬事法距離制限違憲判決より審査基準が緩和されたとの見方がある。その理由としては薬事法違憲判決が審査した憲法 22 条（職業選択の自由）と比べて、森林法違憲判決で問題となる憲法 29 条（財産権）のほうが、人格的価値との関連性が限定的であるからとされる。

このような考え方によっても、同じ憲法 29 条が保障する財産権にも、その内容・性質によって人格的価値との関連性が異なるのであり、関連性の密度に応じてその制限に対して異なる判断基準を用いるべきである。そして、**原発事故により生じた深刻かつ甚大な被害を回復するための財産権については、人格的価値との関連性は極めて緊密であると考えられるから、立法府の裁量を徒に重視することによる判断基準の緩和は許されない。**

原判決は、「原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られている」、「手厚い被害者保護を図る仕組みの併用された責任集中制度」などと述べ、責任集中制度は損害賠償請求権そのものを制限したものではないと強調するようであるが（同【5 頁】ほか）、上記のとおり、**被害者は本来金銭には換えられないものを奪われたのであ**

って、このような場合は、その回復のために本来責任を問うべき相手方に責任を問い、その相手方から賠償を受けるということもまた、財産権の中核というべきである。

(2) 最高裁の判断

上述のとおり、財産権の種類が異なる以上、違憲審査基準はこれに相応して定められるべきであり、このことは以下の最高裁判例からも明らかである。

森林法違憲判決の後、最高裁が証券取引法の合憲性を判断した判決（最高裁 2002（平成 14）年 2 月 13 日大法廷判決・民集 56 卷 2 号 331 頁）は、「財産権の種類、性質等は多種多様」「財産権に対する規制は、種々の態様のものがありうる」ということを前提として、「財産権に対する規制が憲法 29 条 2 項にいう公共の福祉に適合するものとして是認されるべきものであるかどうかは、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、性質及び制限の程度等を比較衡量して判断すべきである」との違憲審査基準を採用した。ここでは立法裁量についての言及はない。

また、郵便法違憲判決（最高裁 2002（平成 14）年 9 月 11 日大法廷判決・民集 5 卷 7 号 1439 頁）は、郵便物について郵便業務従事者の故意または重過失により損害が生じた場合に、国の損害賠償責任を免除または制限した立法が違憲と判断された事案に対するものである。同判決は「国又は公共団体が公務員の行為による不法行為責任を負うことを原則とした上、公務員のどのような行為によりいかなる要件で損害賠償責任を負うかを立法府の政策判断に委ねたものであって、立法府に無制限の裁量権を付与するといった法律に対する白紙委任を認めているものではない」と明言する。そして、違憲審査基準としては、「当該行為の態様、これによって侵害される法的利益の種類及び侵害の程度、免責又は責任制限の範囲及び程度等に応じ、当該規定の目的の正当性並びにその目的達成の手段として免責又は責任制限を認めることの合理性及び必要性を総合的に考慮して判断すべき」と述べている。ここにも立法裁量への言及はないのである。

これら最高裁の判断に鑑みても、本訴訟において侵害される財産権の種類、性質に照らせば、違憲審査にあたり、安易に立法裁量を重視すべきでないことは明らかである。

(3) 過失責任主義からの逸脱

責任集中制度は民法の大原則である過失責任主義を修正するものである。過失責任主義こそは、公共の福祉に合致することが明らかな、法制度

の本質といえる原理（これらを既得権または社会のベースラインと呼ぶ学説もある）である。したがって、これを修正して国民から過失責任主義を不当に奪う立法は、まずもって公共の福祉への不適合を疑われなければならない。そうすると、少なくとも当該立法の違憲審査に際して、唯一の違憲審査機関である司法が立法府の判断を是とする前提に立つことは極めて危険である。

このことは、民法の原則を修正する立法に対する、過去の違憲判決の姿勢をみても明らかである。すなわち、郵便法事件判決は、過失責任主義が郵便法により修正されていることを問題としたものであり、その点ではまさしく本件類似の事案といえる。このように考えれば、**責任集中制度が民法の大原則を修正するものである以上、立法府への白紙委任ではなく、実質的な目的手段審査がなされねばならない。**

このように、判例が立法の目的と手段との関連性を要求する趣旨は、国会が、特定の業界保護をあたかも国民一般の福祉に貢献する消極的規制であるかのように装って制定するおそれがあるため、裁判所は、そのような国会による不当な立法を制限するために、形式的な審査にとどまらず、実質的な規制内容まで踏み込み、規制手段が、本当の意味で国民の福祉に適合するものといえるかを審査するためであるといえる（長谷部恭男『憲法 第6版』（新世社、平成26年）248頁以下参照）。

すなわち、**財産権を制限する立法がもつ特殊な性質から考えても、司法は立法とその効果を格別に客観的かつ実質的に判断すべきであり、比較考量にあたって立法府の裁量に徒に重きを置いてはならないのである。**

（4）小括

以上のとおり、原賠法の責任集中制度が公共の福祉に適合しているか否か、同法の当該部分の違憲性を審査するにあたっては、立法裁量論によらず、実質的に目的の正当性と手段の合理性・必要性を検討すべきである。

ところが、原判決は、立法裁量論により緩和された審査基準を採用したのみならず、具体的な審査にあたり、わずか約1頁の判断の大半を原賠法の文言の引用に費やすといった表層的かつ粗雑な扱いにより「立法府の判断が合理的裁量の範囲を超るともいえない」との結論を導き、実質的な審査をまったく行なわなかった。特に目的を達成するための手段については、現在のように原賠法が実際に運用されている事態となってもこれを実質的に判断しようとせず、司法が違憲審査権を有する意義を理解していない。

以下では、責任集中制度の目的の正当性ならびにこの目的を達成する手段としての同制度の合理性・必要性を実質的に審査する。そして、このような実質的審査を行なうことにより、万一仮に、立法裁量が考慮されるべき場合であるとして原判決の違憲審査基準にあてはめて検討するとしても、なお原賠法の責任集中制度が立法府の合理的裁量の範囲を超えるものであり、違憲であることが明らかとなる。

第2 立法目的

1 原判決の問題点

- (1) 原判決は、原賠法の責任集中制度の目的について、「同制度は、原子力損害の賠償責任を負う主体を原子力事業者のみに限定し、もって、原子炉の運転により原子力損害が生じた場合において被害者の保護を図るとともに原子力事業の健全な発達に資する(1条) ことにあると解されるのであって、その立法目的は公共の福祉に合致しているといえることができる」と、何の検討をすることもなく、また理由を述べることもなく結論付けている(同【4～5頁】)。

続いて、おまけのように上告人らのこの点に関する主張を、①財産権に係る憲法適合性の審査に際し、原賠法の目的に「被害者の保護」という本来最大限に尊重されるべき人格的価値と「原子力事業の健全な発達」という経済性の問題が並列されていること自体に正当性がないこと、②現状において原子力事業を過度に保護する必要性はもはや消滅したので、「原子力事業の健全な発達」という目的の正当性はもはや維持できないことを考慮すべきであること、と一応整理しつつ、次のように述べた(同【6頁】)。

すなわち、①については、「原子炉の運転等により原子力損害を被った被害者の保護と原子力事業の健全な発達とは両立し得るものであるから、原賠法が両者の調和を図るため双方を当該法律の目的に掲げること自体に正当性がないなどということとはできない」とする。

②については、「本訴で原賠法の責任集中制度の憲法適合性を判断するに当たり、被控訴人らの原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等」は考慮に入れるべきでないとして、立法事実の検討は一切行わなかった。

いずれも的外れであり、法律論としても間違った理解ないし解釈に基づく稚拙な判断である。

- (2) まず、①については、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という、2つの目的が「両立し得る」とはどういう趣旨か、またなぜその

ようにいえるのかについて、一切の説明がない。この場合の「被害者」は、「原子力事業」によって生み出されるのであるから、この2つの目的は利害が対立する関係にある。つまり、このような経済活動によって生じた人格的価値への被害が完全に回復されるべきは当然であるところ、そのためには、原子力事業の推進に一定の支障が生じ得ると考えるのが自然であろう。それにもかかわらず、被害者の保護を図りながら、同時に、原子力事業をさらに推進していくことが「両立し得る」とは、具体的にどのような趣旨で、なぜ可能なのかについて、明確に説明されなければならない。

さらにいえば、この2つの目的が「両立し得る」かどうかのみをもって、これらが並列されていることの正当性を論ずること自体が間違っている。前述のとおり、矛盾するともいえる2つの目的が並列されているのであるから、これをどのように解釈するのかをまずは論じなければ、その正当性を検討することは不可能である。上告人らは、1つの法律の立法目的として正当性を有するためには、これら2つの目的をどのように解釈すべきかを具体的に論証したのであるから、原判決は、かかる解釈の採否につき、まずは検討しなければならなかった。それにもかかわらず、そこには一切の言及もなく、単に「両立し得る」の一言で、その正当性を認め、公共の福祉に合致すると結論付けたのであるから、まさに裁判所の職責を放棄した判決と言わざるを得ない。

2 原賠法の立法目的の解釈

(1) 並列される2つの目的

原賠法は「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を掲げているところ(1条)、上告人らは、かかる目的が正当だというためには、後者の趣旨につき、いたずらに事業を拡大することではなく、安全性を確保し、社会に受け入れられる原子力事業を展開していくことにほかならないことを論証した(原告第2準備書面 第1章 第1の1【3～5頁】)。

この点について、本間照光・青山学院大学教授も、「原賠法は『被害者の保護』と『原子力事業の健全な発達』を目的としている。そのばあい事業の発達なら何でもいい、不健全な発達も目的だとされているわけではない。『加害者の保護』と『被害者の保護』が並列されているのではなく、**被害者保護として2つの目的はひとつである。**フクシマ事故と原発稼働ゼロ時代に向かわざるをえなかった現実にてらして、原賠法の目的と原則も検証される必要がある。仮に、原子力事業の発達がなお可能だとしても、事故に備えず、事故を起こし、被害を拡大し、賠償を怠り、事業と政

策の転換なしに稼働させることを、原賠法は『健全な発達』として容認しているわけではない」と述べる（甲 17 の 1、太字引用者）。

また、豊永晋輔（桐蔭横浜大学法科大学院客員教授）も『原子力損害賠償法改正の動向と課題』（大成出版社）において、原賠法の目的について詳細に論じ、これまでの学説等についても検討したうえで、「原子力事業の健全な発達」とは事故の抑止であると結論付けている（甲 131）。

さらに、後述のとおり、今や原子力事業をやみくもに発達させるべき社会的事情は、完全に消滅している。

以上のことから、原判決は、前記①に対して、原賠法の 2 つの目的は「両立し得る」と述べたが、仮に原発事故が発生した場合においても、被害者救済を最善かつ最優先に図ると同時に、原子力事業がより安全な事業として社会に容認され、継続していけるような損害賠償制度を確立することとの趣旨であればまさにその通りであり、また、そのように解釈することによってのみ目的の正当性を認め得るのである。

（2）立法事実の消滅

ア 原判決は、前記②に対して、「本訴で原賠法の責任集中制度の憲法適合性を判断するに当たり、被控訴人らの原子炉製造後あるいは本件原発事故後の『原子力事業の健全な発達』に関する社会的評価の変遷等」は考慮に入れるべきでないと述べ、立法事実については一切検討さえしなかった。しかし、立法事実判断の基準時につき、原判決が間違っているのは、前述のとおり明らかであり、法律の違憲審査においては、裁判時までの社会状況について検討されなければならない。

イ 上告人らは、この点につき、これまでも詳細に論じ、「エネルギー事情をめぐる現在の状況を見れば、原子力発電に対する需要が低下していることは明らかであり、原子力損害賠償法の目的である原子力の発展を支える立法事実はおもや消滅した。まして、本件原発事故のような過酷事故が発生した場合にまで、『被害者の保護』に優先して、『原子力事業の健全な発達』のために原発メーカーを免責する責任集中制度を支える立法事実は、完全に失われている」と結論付けた（控訴理由書 第 2 章 第 3 の 2 【50～53 頁】）。

ウ また、本件原発事故からこれまでの約 7 年間、実際に原発はほとんど稼働しておらず、本件各号機を含め 54 基あった原発のうち、2018 年 1 月 30 日現在も、九州電力川内原発 2 号機と関西電力高浜原初 3・4 号機の 3 基が稼働しているに過ぎない。それにもかかわらず、日本国内において、電力不足が問題となったことは一切なく、かかる事実から

も、今や少なくともエネルギー供給の面において、原子力事業の発達が何の必要性もないことは公知の事実である。

さらに、被上告人東芝は、国の政策に従って原発事業に邁進した結果、破綻への道を転がり落ちることになった。被上告人 GE と被上告人日立も、原発事業によって巨額の損失を強いられ、今やその継続について、経営判断を迫られている（控訴人第 1 準備書面 第 1【2～12 頁】、同第 2 準備書面 第 1【2～11 頁】）。本件原発事故を契機として、原発へのより高度の安全性が社会的要請として求められることになり、事業として成立させることが著しく困難になった。つまり、原子力事業の「健全な」発達などという立法目的は、現実的な目的とはなり得ないことが、本件原発事故によって明らかとなったのである。

エ よって、原賠法の目的である「原子力事業の健全な発達」につき、文字通り事業の拡大という趣旨ととらえれば、かかる目的を支える立法事実は完全に消滅した。

3 小括

以上より、原賠法は「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という 2 つの目的を掲げるが、後者を単に原子力事業の拡大という意味で捉えるのであれば、目的の正当性はもはや認められない。原賠法の目的は、2 つ併せて、原発事故の発生を抑止するとともに、事故が発生してしまった場合には、被害者の救済を十分に行うという趣旨と解すべきである。

第 3 違憲審査

以上を前提として、責任集中制度が憲法 29 条 2 項に定められた公共の福祉に適合するか否かについて、規制の目的、必要性、内容、その規制によって制限される財産権の種類、規制および制限の程度を比較考量しつつ、以下、論ずる。

1 立法目的

(1) 目的規定の不当性

これまで述べてきたとおり、原賠法には、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」の 2 つの目的が掲げられているが、両目的は、並列的に並べられているのではなく、あくまでも「被害者の保護」を主目的とし、「原子力事業の健全な発達」に優先されなければならない。被害者保護は、原発事故によって侵害された人格権や生存権等からの被害回復のために転化した財産権の問題であり、このような人権が、原子力事業者の経済的利益に劣ることはあってはならないからである。

しかしながら、原判決は、原賠法の立法目的について、両目的の優劣を

明確にせず、ただ「両立し得るものであるから、原賠法が両者の調和を図るために双方を当該法律の目的に掲げること自体に正当性はないということとはできない」と述べるだけであり、極めて不当である。上告人らは、原賠法が「原子力事業の健全な発達」を「被害者の保護」と並列的に規定すること自体、判例等が立法目的に関して確立した違憲審査基準に照らしても、正当性がないと主張しているのである。

裁判所が、基本的人権と経済的利益の問題を同列に扱うなど、あってはならない。「公共の福祉」とは、人権相互の衝突を調整するための概念であるところ、単なる経済活動（経済的自由を保障するというものですらなく、被上告人らを典型とする大企業が、利益を、それも一時的に得る機会を提供するにすぎない）と、それに明らかに優先する基本的人権との間の利害調整を行うこと自体、許されないことである。最高裁判所の諸判例（典型的には小売市場事件判決（1972（昭和47）年11月22日最高裁判決、判タ286号205頁、判時687号23頁など）、たばこ小売許可制判決（1993（平成5）年6月25日最高裁判決、判タ831号76頁、判示1475号59頁など））は、立法目的の正当性を検討するにあたり、とりわけ財産権制約に関しては、生存権をはじめとする基本的人権の擁護を目的としてこそ、正当性が認められるとしている。

したがって、「被害者の保護」と「原子力事業の健全な発達」という2つの目的を並列する原賠法の目的を文字通り解釈するとすれば、公共の福祉に反することは明らかで、このような立法目的の正当性を認めることは、確立された判例の考え方にも反する。

（2）立法事実の消滅

仮に、原賠法の目的について、「原子力事業の健全な発達」を、単なる事業の拡大ではなく、安全性を確実かつ十分に確保し、社会に受け入れられる「健全な」事業を展開していくことと解釈するのであれば、「被害者の保護」との矛盾を解消しうる可能性もあり、正当性が認められる余地もある。しかし、このような解釈に立ったとしても、原賠法の目的規定を支える立法事実には既に消滅していることは、既に述べたとおりである。

原子力事業の草創期であった、原賠法の制定当時は、日本国内のエネルギー需要に応えるために、原子力事業の健全な発達のために、同事業を法律で支援することも必要であったが、再生可能エネルギーによる発電の普及や省エネ技術の発達によって、原子力事業の需要自体が低下しており、また、相次ぐ原子力発電所の事故によって、原子力発電技術に対する信頼も失墜している。このような状況下で、原子力事業を特に保護し発達させる必要性は、既に消滅しているというべきである。

この点からも、「原子力事業の健全な発達」という目的を、単なる事業の拡大という意味で捉えるのであれば、目的の必要性、正当性はもはや認められない。したがって、原賠法の目的は、公共の福祉に反するものであり、さらに後述するように、原賠法の責任集中制度によって、被害者は現実的に財産権を侵害されていることから、原賠法の責任集中制度は、財産権（憲法 29 条 2 項）を侵害し、違憲無効との結論が導かれる。

もっとも、原賠法の 2 つの目的を併せて、原発事故の発生を抑止するとともに、事故が発生してしまった場合には、被害救済を十分に行うという趣旨であれば、一応の必要性、正当性は認められると解す余地もあることから、かかる解釈を前提に引続き違憲審査について論ずる。

2 立法目的達成のための手段

原賠法は、上記目的達成のための手段として、原発メーカーを免責とする代わりに、保険等の賠償措置を採らせた原子力事業者が無過失無限責任を負わせ、必要に応じて政府が援助をするという責任集中制度を採用している。

原判決が、かかる枠組みによる責任集中制度が憲法 29 条 2 項に違反しないと判断した主な理由は、「政府は必ず援助を行うのであって、国に裁量の余地はなく、世論上又は財政上の理由による裁量も許されない」から、国民の財産権を侵害することはないと考えたことにほかならない（原判決【6 頁】）。

しかし、かかる見解は単純に過ぎ、真摯な検討を欠いた結果、結論として間違っている。

(1) 原発メーカーの免責

上告人らは、原賠法において原子力事業者以外が免責とされていることについて、被害者保護の観点から必要性合理性が認められないと主張してきた。これに対して原判決は、「原賠法の制度の全体を見ることなくその一部である責任集中制度のみを取り上げて、その必要性及び合理性を論ずるのは相当でない」と述べ、本件免責条項の合憲性判断を避けている。

しかし、このような判断方法は、ある法律が、全体としてマイナスとはいえないかのような形式を採っていれば、一部で人権侵害があったとしても不合理ではないと述べているのと同様であり、基本的人権の保障を目的とする裁判所の態度として極めて不当である。

原賠法における、本件免責条項（第 4 条）は、上記立法目的達成のために、決して不可欠な要素ではない。原子力事業者の無過失責任（第 3 条）、損害賠償措置（第 6 条）、政府の援助（第 16 条）とともに、原子力事業

者以外の者の責任を定めることも可能である。原子力事業者以外の者に責任を負わせることと、これらの被害者保護のための各制度は、矛盾なく両立するのである。

したがって、**原発メーカーを免責することによって、原発事故被害者が、現に財産権を制約され、公共の福祉に適合しないような事態が生じるのであれば、かかる免責規定は違憲と判断されなければならないのである。**

(2) 政府の援助

原判決は、原賠法が、原発事故の際に、「賠償措置及び政府の援助が併用され、政府の援助は被害者保護を図るために必ず行うものとされており、原子力損害を被った被害者の損害賠償請求権の保護が十全に図られている」ことから、立法目的達成のための手段として必要性合理性に欠けることが明らかであるとはいえないと述べる。

しかしながら、原賠法には、政府の援助が「必ず行う」とは定められていない。「原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする」とする原賠法 16 条 1 項の法解釈としても、すでに十分に論証したとおり、政府の援助は、国の裁量によるものであって、被害回復に必要なだけ必ず制限なく行われるわけではない（原告第 2 準備書面 第 1 章 第 1 の 2 (1) ウ【8～10 頁】、上告人控訴理由書 第 2 章 第 2 の 1 (2) ウ (ウ)【45 頁】）。

原賠法制定に関わった我妻栄自身は、国会において、**賠償措置額を超える場合の政府の援助については「契約上の義務あるいは法律上の義務にはなっておりません」と述べており、政府の援助が国の義務ではないことを明言しているのである。**そして、本間意見書でも指摘されているとおり、「国すなわち国民負担も無尽蔵ではなく、東京電力の「増え続ける賠償責任をこれ以上国に回すのは限界となっている」（甲 69）のである。したがって、今後、政府の援助にも限界が来て、被害者が十分な賠償を受けられなくなる事態は、十分に想定される。

さらに、本件原発事故では、これまで政府からの援助がなされているが、同じ規模の原発事故が再度起きた際に、現状と同程度の援助を行える保証はどこにもない。この点は、本間意見書が、「次に大きな事故が起きたら、もはや金銭的にも対応できない」と指摘するとおりである（甲 69【30 頁】）。

また、実際に、政府が支援の上限を繰り返し引き上げていることについて、今では専門家や国民から多くの批判が投げかけられている（甲 85）。今後、世論の批判が高まれば、政府の援助が法的義務でない以上、何らか

の理由によって打ち切られることもあり得るのである。

上告人らは、控訴審において、上記のように主張をしていたにもかかわらず、原判決は、これに言及することも、具体的な根拠を示すことなく、ただ単に政府の援助が必ず行われると断定したのであり、裁判所の判決としてはあまりにお粗末というほかない。政府の援助が「必ず」行われる保証など、どこにもないのである。

(3) 被害者の財産権に対する侵害

本件原発事故から間もなく7年を迎え、その間、原賠法によって、政府の援助等を得た東京電力による賠償金の支払いが行われているが、未だに十分な賠償を受けることができていない被害者は多数存在する。紛争解決センターへの和解仲介手続には、2016年にも2794件もの申立てがあった。さらに、損害賠償を求める民事訴訟は、主な集団訴訟事件に限っても、全国20の裁判所で25件が審理され、原告数は計1万3000人余りに上る。

このような賠償の遅滞は、本件原発事故の責任者が東京電力に限定され、窓口が1つしかないことにもその一因がある。大企業である被上告人ら原発メーカーが責任を負うとなれば、損害賠償のための資金がより多く準備されるのは自明である。そうなれば、被害者に対する損害賠償も、迅速かつ十分に行われることが期待できる。

しかし、現状では、責任主体が東京電力に限定されていることによって、賠償金の支払いが停滞し、現実に被害者の財産権が侵害される状況が続いているのである。

さらに、被害者に対する国の保護が、避難住宅からの執拗な退去要求や、補償打ち切り方針などに見られるように急速に縮小していることからすれば、政府の援助も今後は縮小され、被害者に対する賠償がさらに停滞することが懸念される。

(4) 原発メーカー免責による弊害

ア 原発メーカーを免責することによる弊害は、上記のような現に財産権が侵害されるという事態にとどまらない。本件免責条項によって、危険責任・報償責任という法秩序を破壊するとともにモラルハザードを招くという極めて重い弊害が生じているのである。

危険なものを管理している者、そのことによって利益を上げている者が、当該危険物から発生した損害を賠償すべきであるということは、現代社会においては、当然の帰結である。危険なものを生み出し、さらにそれによって莫大な利益を上げているにもかかわらず、それによって生じた損害を一切賠償しなくてよいというのでは、公平性が著しく

害される結果となる。特に原子力発電所は、他の事業や技術に比較しても格段の危険性を有しているのであるから、危険責任・報償責任の原則は厳格に守られなければならない。

また、このような危険責任を負うことによって、危険物を管理するのは、安全管理を徹底することにもつながるのである。その裏返しとして、危険物の管理者が、はじめから一切の責任を免れるとすれば、安全管理が疎かになり、モラルハザードが引き起こされることもまた、当然の帰結であり、現に原発メーカーではそのような状況が発生していた（甲65）。

イ 原発メーカーを免責とするということは、安全性よりも経済性を優先した設計や製造、機器の管理を容認するに等しいのであり、事故リスクが高まり、被害者の財産権のみならず、人格権、生存権等が侵害される危険も高まることになる。実際、本件原発事故について、被上告人らに重過失があることからすれば、まさに**責任集中制度が本件事故を発生させた**といっても過言ではないのである。したがって、原発メーカーの免責という手段自体が、被害者保護という目的と相容れないものであることは明らかである。

この点、原発メーカーの免責は、原子力事業者への安定的資材供給のために必要な制度であるとの反論が考えられ、実際、被上告人らはこのような反論を行っているが、このような考え方自体、原子力発電事業の安全性ひいては被害者らの人権よりも企業の経済的利益を優先させるべきという考え方に基づくものであり、まさにモラルハザードが生じていることの証左である。

原子力事業者への安定的資材供給という経済的利益が、人格権や財産権といった被害者らの人権に劣ることは敢えて言うまでもなく、原発メーカーの免責が、原子力事業者への安定的資材供給のために必要な制度であるから正当であるという主張は到底認められない。

(5) 手段の合理的関連性

ア 以上のとおり、責任集中制度、特に本件免責条項によって、原発事故の被害者は、損害賠償請求の相手方が制限されるという、財産権行使につき制約を受けるとともに、本件原発事故の被害者らは、実際に被害賠償を著しく妨げられており、財産権が侵害されるに至っている。被害者らは、本件事故に対し、なんら責任を負うものではないのであり、本来、その損害の賠償は最優先でなされなければならないはずである。それにもかかわらず、損害賠償が停滞しているという事実は、被害者らの財産権という貴重な権利が著しく害されているものといえ、被害者らの

受ける権利侵害の質および程度はいずれも重大である。

これに対し、本件免責条項によって得られる利益は、直接的には、原発メーカーらが損害賠償責任を負わないという経済的利益と原子力事業者が安定的資材供給を受けられるといった間接的な経済的利益にすぎない。

原賠法の目的は、原発事故の発生を抑止するとともに、事故が発生してしまった場合には、被害者の救済を十分に行うという趣旨と解すべきことは既に述べたとおりだが、そうだとすれば、原発メーカーを免責するという手段がかかる目的との関連性を有しないことは明らかである。

イ さらに、原発メーカーを免責とするということは、危険責任・報償責任という法秩序を破壊するとともに、モラルハザードを招き、事故のリスクを増大させるものである。したがって、原発事故の発生を抑止するという立法目的とは逆行することになる。

このように、本件免責条項は、被害者らの損害賠償を妨げ、財産権の行使に制約をもたらすとともに、被害の発生、拡大を助長するものであり、原発事故の抑止及び被害者救済を目的とする原賠法の目的達成のためには何ら関連性を有しない。

したがって、責任集中制度は、原賠法の目的達成のための手段として、必要性・合理性を認めることは到底できないのであり、公共の福祉に適合しない。よって、憲法 29 条 2 項に反し無効である。

ウ なお、違憲審査にあたって、立法府の裁量に重きを置いた判断をすべきでないことは、前述したとおりであり、本件でも、上記のとおり、本件免責条項に、立法目的との間に合理的関連性が認められない以上、裁判所は違憲判断を行うべきである。

また仮に、立法府の裁量に考慮すべきであるとしても、本件免責条項を含む責任集中制度は、損害賠償を妨げるのみならず、原発事故の発生および被害の拡大を助長する内容となっているのであり、原発事故を誘発するような手段を採用しているという点で、被害者保護という目的を達成するための手段として必要性合理性を欠くことは明らかである。

特に、原賠法と同じように、損害賠償請求権の制限を定める郵便法の違憲性が問われた、郵便法事件判決（最大判 2002（平成 14）年 9 月 11 日民集 56 卷 7 号 1439 号）では、郵便業務従事者の故意または重過失の場合にまで、免責とすることについて合理性を欠くとされている。

原賠法においても、百歩譲って原子力事業者の責任を一部免責とす

べき場合が想定し得るとしても、現在の原賠法の規定のように、故意や重過失といった主観的要件を一切課すことなく、無制限に免責とすることに合理性は認められない。立法府は、このような主観的要件を課すことすらなく、無制限に原発メーカーらを免責としているのであり（主観的要件を課すことによって、一定の限度でモラルハザードを防ぐことができるが、立法府はこのような手段すら放棄しているのである）、その裁量権を逸脱していることは明らかである。

よって、原賠法の責任集中制度は、立法目的達成のための手段として必要性合理性を欠き、公共の福祉に適合しない。

3 小括

以上のとおり、原賠法は、その目的に正当性が認められないばかりか、原発メーカーを免責とする責任集中制度は、目的達成のための手段として必要性・合理性を欠くものであり、なおかつ、それが明らかである。上告人ら本件原発事故被害者は、原発メーカーが免責とされることによって、損害賠償請求の相手を制限されるとともに、実際に損害賠償の実現を妨げられており、具体的に財産権を侵害されている。

したがって、原賠法の責任集中制度は、上告人らの財産権について、公共の福祉に適合しない制約を課すものであるから、憲法 29 条 2 項に反し無効である。

第 4 適用違憲

1 適用違憲判断の重要性

原判決は、上告人らによる本件原発事故に本件免責条項を適用することは憲法に反するとの主張に対し、原賠法における責任集中制度によって、原子力損害を被った被害者の保護が十全に図られており、他の不法行為等の被害者と比較しても手厚い保護が図られていることから、責任集中制度は合憲であり、責任集中制度を本件原発事故に適用する限りで違憲とされる余地はないと判断した。

しかしながら、適用違憲主張については、このような安易な理由で判断されるべき事項ではない。その理由は、後に詳述するが、今回の福島原発事故は、現段階で被害額が 20 兆円を上回ると試算されている。他方、原賠法に規定された賠償措置額は、その 100 分の 1 にも満たない 1200 億円にすぎない。原賠法は、原発事故には、賠償措置によって十分に対応できることを想定して制定されたものであるところ（原告第 2 準備書面 第 1 章 第 3 の 3 (1) 【11～12 頁】）、本件原発事故は、原賠法上の賠償措置額を大きく上回

る被害を発生させ、責任集中制度の問題点が顕在化した史上初めての事故なのである。

したがって、このような想定外の事故においても、原賠法の責任集中制度が、正当性、合理性を持ち得るのかという点は、厳しく審査されなければならないのであり、現にこの点について深い議論がなされる必要性が極めて高い事態が生じているのである。

それにもかかわらず、原判決は、このような本件原発事故の特殊性には一切言及することなく安易に結論を導いているのであり、本件原発事故の重大性から目を背けた裁判所の怠慢であるといわざるを得ない。

本件原発事故において、原発メーカーを免責とすることは、原賠法の趣旨目的に反するものであり、仮に原賠法の法令自体が違憲無効とまではいえないとしても、本件原発事故についてまで本件免責条項を適用することは、財産権を侵害し、憲法に違反するものである。

以下、その理由を述べる。

2 合憲限定解釈

(1) 適用違憲という手法

「適用違憲」という判断手法は、これまでの裁判例においても採用されてきたものであり、最高裁全農林事件判決（最大判 1973（昭和 48）年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁）における田中二郎裁判官他 4 名の裁判官の意見においても、適用違憲によって処理するのが妥当な場合があることに言及している。

仮に、当該規定自体が全面的に違憲無効といえない場合であっても、具体的な解釈、適用の場面で、基本的人権を侵害する態様で当該規定が適用される場合には、基本的人権を侵害する事態が発生している場合には、適用違憲の判断がなされなければならない。

(2) 合憲限定解釈

上告人らは、原子力事故に際して、当然に責任を負うべき被上告人ら原発メーカーを免責とする責任集中制度が憲法に適合するというためには、合憲限定解釈をすべきことをすでに詳細に論じた（原告第 5 準備書面 第 3 章 第 2 【66～69 頁】）。その理由としては、商法における一般的な免責約款解釈の法理においても免責が制限されていること、被上告人らが原発の高度の危険性をコントロールでき、またコントロールしなければならないという責任を負うべき立場にあること、現状の東京電力のみの本件原発事故の被害者に対する賠償が著しく不十分であること、責任集中制度により侵害される上告人らの憲法上の権利の侵害の程度が極めて重大であること等を挙げた。

具体的には、原発メーカーに重過失までは認められないことおよび原発事故による被害が原賠法の想定を大きく上回らないことを条件として、責任集中制度は憲法に反しないと合憲的に解釈すべきである。

なぜなら、まず、原発メーカーに故意があれば、原賠法 5 条 1 項によって原子力事業者は求償権を有することになり、他方、過失でも責任を負うとすると、特別法として民法の適用を排除する理由がなくなる。しかし、**原発メーカーに重過失が認められ、かつ被害の規模が原賠法の想定をはるかに超え、同 16 条による原子力事業者に対する国の援助が国民の理解を得られないほど高額になった場合にまで原発メーカーだけを免責とし、保護し続ける合理的な理由を見出すことは不可能だからである。**

よって、責任集中制度について、合憲限定解釈をすれば、少なくとも、以下の要件をいずれも満たす場合には、適用違憲となる。

- ① 原発メーカーに重過失が認められること
- ② 原発事故による被害の規模が原賠法の想定を大きく上回ること

3 適用違憲

本件原発事故は、原発メーカーに重過失が認められ、さらに本件原発事故による被害の規模が原賠法の想定を大きく上回っているという点に特殊性が認められる。このような場合にまで本件免責条項を適用することは、何ら落ち度のない被害者の損害賠償の実現を妨げる一方で、原発事故の原因を作り出した者を過度に優遇するもので、公平を害し、被害者の財産権を侵害するものであることから、憲法に違反するものである。

以下、詳述する。

(1) 被上告人らの重過失

被上告人らに重過失ないし故意が認められることは、これまでの書面でも述べてきたところである（原告第 4 準備書面 第 2 【3～10 頁】、原告第 5 準備書面 第 2 章 【52～65 頁】ほか）。

原発メーカーである被上告人らは、本件原子炉等を設計・製造して福島第一原発の設置・管理・稼働に強く関与し、また、東京電力の要請を受けて、被上告人らの子会社等に請け負わせて福島第一原発の定期検査の実施等を長年にわたって行ってきた。これらのことから、原発メーカーたる被上告人らが、福島第一原発の原子炉等について、そのメカニズムや知識・技術に最も精通していることはいうまでもなく、原発の高度の危険性をコントロールでき、またコントロールしなければならない立場にあることは明らかである。そして、かかる立場から、福島第一原発の設置・稼働後の様々な知見の進展状況や、同原発の老朽化や構造的欠陥等の事実について、知り得たこともまた明らかである。

このような立場にあった被上告人らは製造者として欠陥のない原子炉等を製造すべき義務を負い、また東京電力と一体となって福島第一原発を設置・稼働してきた被上告人らは、適切な耐震設計、補強工事等により地震・津波によって引き起こされる事故を防止する義務または東京電力にそのように助言する義務を負っていた。

しかしながら、被上告人らは、本件原発事故前から、東日本大震災と同規模の地震および津波が発生することが予見され、それによって原子炉施設等が損傷して全電源喪失等に陥り、炉心が溶融し放射性物質が施設外へ大量放出されるという重大事故が発生する可能性を認識していたにもかかわらず、漫然とこれに対する対策を怠り、本件原発事故を招いたのであるから、少なくとも重過失が認められる。

(2) 本件原発事故による被害の規模

ア 原賠法の被害想定

原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置を講じることが義務付けられているが（原賠法 6 条）、損害賠償措置の額は、一事業所あたり 1200 億円と定められている（原賠法 7 条）。したがって、原賠法は、原子力損害の損害額が、損害賠償措置額の範囲内に収まる事故もしくは損害賠償措置額を超えることがあったとしても、その何倍もの額になるような大規模な原子力損害が発生することは想定していなかったというべきである。

なぜなら、原賠法の目的が、被害者保護にあることからすれば、原子力損害が発生した場合に、被害者保護が十分に果たせないような制度設計をすることはあり得ず、1200 億円の損害賠償措置によって被害者保護を実現することを予定していた。また、仮に損害賠償措置額を超える損害が発生した場合でも、国の援助によって、被害者保護を実現できると考えていた（原賠法 16 条）。ところが、原賠法の損害賠償措置額の何倍にもなるような税金を被害賠償のためにつぎ込むことになれば、国民の理解を得られず、原子力事業そのものに対する信頼を損なうことになる。原賠法がそのような事態を想定していないことは明らかである。

このことは、科学技術庁原子力局が原賠法案国会審議のために作成した、「原子力損害の賠償に関する法律案想定問答 昭和 35 年 原子力局」の中でも、「政府としては賠償措置額をこえるような大規模な災害は先ず生じえないと確信しており、上の措置によって被害者の保護は十分に達せられる」との答えを用意していたことから明白である（甲 18 の 5）。

これに対し、本件原発事故の損害額をみると、2016年12月20日に発表された「東電改革提言」では（甲102）、本件原発事故による被害額が、約22兆円に上ることが示されている（甲103。他の試算では事故処理費用が70兆円近くに膨らむ可能性も指摘されている）。したがって、本件原発事故の被害額は、既に損害賠償措置額1200億円の200倍近い規模となるのであり、原賠法の想定をはるかに超えている。

そして、その結果、巨額の税金が国の援助として東京電力に投入され、国民の不満が高まるという事態が実際に発生しているのである（甲85）。

イ 被害賠償の停滞

このように本件原発事故によって原賠法の想定をはるかに超える被害が生じたため、被害者への損害の賠償は著しく停滞している。

本件原発事故から間もなく7年を迎えるが、今も十分な賠償を受けることができていない被害者が多く存在する。紛争解決センターへの和解仲介手続申立ては、2016年にも2794件の申立てがなされている。さらに、損害賠償を求める民事訴訟は、主な集団訴訟事件に限っても、全国20の裁判所で25件が審理され、原告数は計1万3000人余りに上る。このような本件原発事故における被害賠償の著しい停滞は、原賠法がこのような規模の原子力損害の発生を想定していなかったからにほかならない。

このように原賠法が想定していなかった事態が発生しているにもかかわらず、なお原賠法の規定によって被害者らに負担を強い続けることに合理性、正当性は見出せない。

ウ 原発メーカー免責規定の不合理性

上記のとおり、被上告人ら原発メーカーは、本件原発事故の発生について重過失が認められるが、それにもかかわらず責任集中制度によって一切の責任を免除される一方で、本件事故についてまったく責任のない膨大な数の被害者が、本件原発事故による深刻な被害に今も苦しんでいる。そして、その被害総額が原賠法の想定をはるかに上回る規模となったことによって、被害賠償の迅速な実現が妨げられるという現実的な不利益が生じ、さらに莫大な税金が東京電力に注入されることによって、一般国民からも非難が投げかけられるという、著しく公平を害する結果となっている。

このような状況は、被害者の保護を第一義的目的とする原賠法の趣旨、目的に反するものである（原賠法の一義的目的が被害者保護にあることは、これまでの書面でも度々述べてきたところである）。

原判決は、損害賠償措置および政府の援助によって手厚い被害者保護がなされていると述べるが、上記のとおり被害賠償に著しい遅れが生じている状況等に鑑みれば、実際の被害者は十分な保護を受けることができず、財産上の不利益を強いられていることは明らかである。

本件原発事故後、既に7年が経過しようとしているにもかかわらず、被害者に対する賠償が停滞し、現実的に被害者の財産権が侵害されている現状を見れば、本件原発事故の原因者である原発メーカーを免責することに、もはや何の正当性、合理性を見出すこともできない。

4 小括

以上のとおり、原子力災害の損害額が、損害賠償措置額の範囲内に収まるような規模の事故であれば、本件免責条項を適用することにも一定の合理性が認められる余地があるが、**本件原発事故のように原賠法の想定をはるかに上回る被害が発生し、そのことについて被上告人ら原発メーカーに重過失が認められる場合にまで当該免責規定を適用することは、公共の福祉に反し許されない。**

よって、本件免責条項によって被上告人ら原発メーカーを免責することは、少なくとも本件に適用する限りにおいて憲法 29 条 2 項に反する。

第5章 平等権・裁判を受ける権利

第1 平等権

1 憲法 14 条 1 項違反

原判決は、原発事故の被害者と他の事故の被害者とでは、「事故の内容や性質が異なるから、同じ状況にあるとはいえない」とした上で、「どのような事故についてどのような救済方法を設けるかは立法政策の問題」であり、「原賠法が責任集中制度を設けて他の法律と異なる救済方法を定めたことが不合理な差別になるわけではない」とした。そして、責任集中制度は、「法律全体として、民法（709 条等）又は製造物責任法による救済よりも手厚い被害者保護を図る仕組みを併用する」ため、「合理性がある」として、責任集中制度が憲法 14 条に違反するものではない、と判示した。

しかし、原賠法が、原発事故という特殊性を考慮して他の法律と異なる救済方法を定めているとしても、責任集中制度により原発事故の被害者と他の事故の被害者との間で生ずる区別が、合理的理由のない差別的取扱いにあれば、同制度は憲法 14 条 1 項に反する。

2 不合理な差別

憲法 14 条 1 項は、法の下での平等を定めており、この規定は、「事柄の性質に応じた合理的な根拠に基づくものでない限り、法的な差別的取扱いを禁止する趣旨のものである」（最大判 1964（昭和 39）年 5 月 27 日民集 18 卷 4 号 676 頁、最大判 1973（昭和 48）年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 号、最大決 2013（平成 25）年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁）。

本件についてみると、原賠法において責任集中制度が採用されている目的は、賠償請求先を明確にして、迅速な救済を実現し、もって被害者保護に資することなどにあるとされている。しかし、被害者保護に要求されるのは、迅速さだけではない。完全な被害賠償の実現や適切な責任追及も当然に要求される。

完全な被害賠償という点については、とくに、本件原発事故に関して東京電力が現時点で支払っている賠償金額が 8 兆円に及んでいる現状をみても、原発事故で生ずる賠償金は一私企業が容易に準備できる金額ではない。それにもかかわらず、責任集中制度により責任主体を限定することは、賠償原資が制限されて被害者の完全賠償を妨げることになり、被害者保護という原賠法の目的を達することができない。また、原発事故の原因者への責任追及を望むことは被害者にとって当然の要求であり、それが妨げられることは被害者の適切な責任追及が実現できない。

なお、原賠法は、複数の損害賠償措置を定めている。その一つに、政府の資金援助について規定している（原賠法 16 条 1 項）。それゆえ賠償原資は問題にならないという見解もあるかもしれないが、誤りである。

政府の資金援助の法的性質は、法律上明らかではないところ、それが貸付であるなら原子力事業者は国に対して債務を負うことになるため、その債務額を少なくおさえるためにおのずと賠償原資は制限される。

他方、政府の資金援助が贈与であるとすれば、それは国が賠償しているのと同じである。そしてそれは賠償金を国民が負担しているということであり、被害者も賠償金を負担していることになる。たとえば原発メーカーといった原子力事業者以外の者の責任が明らかな場合にも、その原発メーカーが何ら責任を負わず、他方、被害者を含んだ国民が賠償金を負担する結果となる。このような状況は適正でないし、被害者への完全賠償が実現できているともいえない。

3 小括

以上のとおり、責任集中制度は被害者保護に資するものではなく、事柄の性質に応じた合理的な根拠なく、原発事故の被害者に対し差別的取扱いをしている。

したがって、責任集中制度は憲法 14 条 1 項に反するものであり、原判決

は上記判例に相反する判断である。

第2 裁判を受ける権利

原判決は、「憲法 32 条は、訴訟の当事者が訴訟の目的たる権利につき裁判所の判断を求める法律上の利益を有することを前提として、このような訴訟について本案の裁判を受ける権利を保障したものである（最高裁昭和 35 年 12 月 7 日大法廷判決・民集 14 卷 13 号 2964 頁参照）。しかるところ、控訴人唯野らは本件訴訟を提起して請求棄却という本案判決を受けており、裁判を受ける権利を享受しているのであって、憲法 32 条に違反しない」と判示する。

しかし、本件に本件免責条項を適用した結果、被上告人らが免責されるというだけの理由によって、上告人らの請求が却下あるいは棄却されるとすれば、これも、上告人らの裁判を受ける権利を実質的に侵害しているといわざるをえない。なぜなら、上告人らは、被上告人らに、本件原発事故について PL 法または民法等による法的責任を負うべき事情があったか否かを司法に問うているのであり、この点についての審理が一切されないとする、裁判を受けたとは到底いえないからである。

このように、原賠法の責任集中制度は、原発事故の被害者らの権利義務の存否に関し、裁判による紛争解決の機会を奪うものであるから、憲法 32 条に反し、無効である。

第6章 第一審判決での判断の遺脱

第一審判決では、上告人らが主張した責任集中制度の憲法 29 条 2 項違反についての違憲審査は一切行われていない。また、仮に責任集中制度が法令違憲とまでいえなくとも、本件において、原子力事業者以外の者を免責としている規定を適用することは違憲であるという上告人らの主張についても、第一審判決はまったく検討していなかった。

これらの主張は、いずれも本訴訟における極めて重要な争点であるため、控訴審において、上告人らは、これら 2 つの争点について、第一審に差し戻すよう明確に求めていた（控訴理由書 第 2 の 1 (1) 【36～37 頁】、同 第 3 の 1 【48～49 頁】）。しかし、原判決は、以下に詳述する不当な手法により、いずれの争点についても第一審への差戻しを行わなかった。

日本においては、三審制が採用されており、当事者は事件につき、三審級において審理を受ける機会を保障されている（民事訴訟法 300 条 1 項および 3 項、307 条等）。したがって、このような原判決は、三審制を形骸化・空洞化し、上

告人らの審級の利益を侵害するものであり、適正手続きを保障する憲法 31 条および裁判を受ける権利である憲法 32 条に違反していることは明らかである。

第 1 憲法 29 条 2 項違反についての判断の遺脱

- 1 原判決は、憲法 29 条 2 項違反についての上告人らの主張整理にあたり、第一審判決の「基本的事実並びに争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正する」とし、第一審判決の「8 頁 5 行目及び 9 頁 13 行目の各『憲法 29 条 1 項』の次にいずれも『、2 項』と加える」とした（原判決【2 頁】）。

かかる補正は、上告人らの憲法 29 条 1 項および 2 項違反の主張に対し、第一審判決が、上告人らの主張は憲法 29 条 1 項違反のみであるというように誤った主張整理を行い、上告人らの憲法 29 条 2 項違反の主張を排除してしまっていた部分に対してなされている。

- 2 次に、原判決は、上告人らの請求を棄却する理由につき、「その理由は、次のとおり補正し、次項以下の判断を付加するほかは、原判決（第一審判決）の事実及び理由（中略）のとおりである」とし、第一審判決の「28 頁 15 行目の『憲法 29 条 1 項』の次に『、2 項』と加える」とした（原判決【2 頁】）。

こちらの補正も、上記主張整理の誤りにより、第一審判決が憲法 29 条 2 項違反の争点についての判断を遺脱した部分について行われている。

- 3 原判決は、このような補正を行った後に、原判決としての一応の理由付けを展開しているが、第一審判決において、実体的判断がなされていないことに、何ら変わりがない。なお、上記「一応の理由」の不当性については別途、詳述する。

このように、原判決は、第一審判決が遺脱した憲法 29 条 2 項違反の争点につき、第一審判決が憲法 29 条 1 項違反についてのみ判示した部分に、「『、2 項』と加える」と補正することで、さも、第一審の判断が、憲法 29 条 2 項違反の争点についての判断を含んでいるかのような体裁を取り繕ったものといえる。

しかし、憲法 29 条 1 項、2 項はその規律を異にしており、当然のことながら、その判断基準も、その判断にあたって検討すべき事実も異なっており、まったく異なる論点である。

それにもかかわらず、原判決は、単に「『憲法 29 条 1 項』の後に『、2 項』と加える」という安易な補正により第一審の判断の遺脱を修正しようとしているが、憲法 29 条 1 項、2 項の判断を十把一絡げにし、第一審判決においても憲法 29 条 2 項の争点について実体的判断がなされていたとすることは不可能である。

原判決が、このような方法をとった理由は、控訴審裁判所においても、第一審判決において憲法 29 条 2 項違反の争点に対する判断が遺脱していたことを十分認識していたものの、第一審へ差戻すこと自体を躊躇したからにほかならない。

第2 適用違憲についての判断の遺脱

1 第一審判決は、上告人らの責任集中制度が違憲であるとの主張について、「(2) 原賠法の責任集中制度の違憲性」を争点 1 とし、その上で、上告人の主張を「ア 法令違憲」及び「イ 適用違憲」に分類して整理した（第一審判決【5、10 頁】）。

しかし、第一審判決は、「第 3 当裁判所の判断」（第一審判決【26 頁】以下）において、上告人の法令違憲の主張を排斥した上で、「(2) 以上のとおり、原賠法の責任集中制度が、憲法によって保障されている原告唯野らの基本的人権を侵害するものということとはできないから、原賠法の責任集中制度が違憲である旨の原告唯野らの主張は理由がない」と結論づけ、適用違憲には一切言及しないまま、争点 1 に対する判断を終えてしまっている（第一審判決【30 頁】）。

2 上告人らは、原賠法の責任集中制度の違憲性を主張するために、原賠法が違憲であるという法令違憲の主張とともに、仮に、原賠法が違憲といえないとしても、本件原発事故の被害者の多さや被害額の甚大さといった事情からすれば、本件原発事故に対する原子力損害に関して、原発メーカーに免責規定を適用することは、憲法 29 条 2 項に反して許されないという適用違憲の主張を行っている。本件は、原子力事故における賠償措置額（1200 億円）を史上初めて超過する被害が発生し、原賠法の責任集中制度に内在する問題が初めて顕在化した事案であることから、適用違憲について検討することは不可欠である。

それにもにもかかわらず、第一審判決は、上記のとおり、かかる適用違憲の主張についての一切の判断を示すことはなかったのである。

第3 審級の利益保護の必要性

民事訴訟法 307 条は、第一審の訴え却下判決を取り消す場合には、事件を第一審裁判所へ差し戻さなければならないと規定する。これは、第一審での実体審理の機会を与えること、すなわち、審級の利益を保障することが民法の大原則であることを示している。

過去の判例においても、第一審裁判所で実体的審理が尽くされ、かつ、争点を同じくする併合事件との関連で当該請求についても実体判断が示され

ているとみられる場合に限り、例外的に、控訴審が事件を第一審裁判所に差し戻すことなく自ら直接当該請求の当否について判断したとしても、これを違法とすることはできないとするものが存在する（最判 1983（昭和 58）年 3 月 31 日判時 1075 号 119 頁）。

本件においては、上記憲法 29 条 2 項違反及び適用違憲の 2 つの争点について、第一審判決において「公共の福祉」および「適用」という文字が一度も登場しないことから明らかなおお、実体審理は一切なされておらず、また、実体判断が示されているとみられるような事情も存在しないため、上告人らにおいて、上記 2 つの争点について、第一審における実体審理の機会が奪われていることは明らかである。

第 4 小括

上記のとおり、第一審判決が、上告人らによる憲法 29 条 2 項違反および適用違憲の主張に対して、なんら審理しなかったことから、かかる判断の遺脱について原判決は、第一審へ差戻しをする以外には是正の手段はなかった。

それにもかかわらず第一審への差戻しを行わなかった原判決が、上告人らの 3 審級で審理を受ける権利を侵害し、憲法 31 条、32 条に違反していることは明らかである。

第 7 章 結語

本理由書冒頭で述べた通り、本訴訟には多数の重要な争点が含まれている。これらすべてに、一つひとつ十分な理由を述べて、判断をしていくことが極めて煩雑な作業であることは理解する。

しかし、これも最初に述べたとおり、本訴訟には 2 つの重大な特殊性があり、そのため日本国民のみならず世界中の人々が、裁判所の判断に注目してきたのである。それにもかかわらず、第一審と原審裁判所は、驚くほど薄っぺらで、内容のない判決によって、人々の期待をあざ笑うかのようにあっさりと裏切った。

果たして、国民の司法に対する不信感は、今や極限に達した。

我々は、最高裁判所に対して、必ずしも請求が認められないことを案じているのではない。良心に基づく裁判所の言葉によって、国民のごく常識的な疑問に答えて欲しいと願っているのである。その当たり前の願いさえ一笑に付され、それによって司法というものに何らかの救済を求める行為自体が、この国においては何ら意味のないものになってしまうことを危惧しているのである。

多岐にわたる争点が見落とされることのないよう、最高裁において判断されるべき論点を以下、確認する。

- 1 まず、我々は、原判決について、いくつかの重要な争点に理由が付されていないこと、もしくは、理由に食い違いがあることを指摘した。国民からの切実な問いかけに対して、裁判所が理由も述べずにそれを排斥するなど、あつてはならないことである。

最高裁では、それぞれの争点につき、原判決の判断を考察し、民訴法 312 条 2 項 6 号への該当性につき、理由を述べて判断されることが必要である。

- 2 次に、原判決が立法事実判断の基準時を間違え、その結果、立法事実ないし社会状況について一切検討をしないまま、ノー・ニュークス権を否定し、責任集中制度が憲法 29 条 2 項に適合するとの結論を導いたことを指摘した。

そこで、最高裁は、まず、①立法事実判断の基準時はどうあるべきか、②上記 2 つの争点につき、立法事実判断の要否を確認したうえで、③原判決の事実審への差戻しの要否について判断をすべきである。

- 3 原判決は、上告人らが主張する新しい人権であるノー・ニュークス権について、あろうことか間違った定義に基づいて、その存在を否定した。しかも、その判断は、原判決自ら裁判例と社会状況に鑑みて検討すべきことを示唆しつつ、いずれについても一切考察しないでなされたものであった。

そこで、最高裁としては、①上告人らが主張する正確な意味におけるノー・ニュークス権の裁判例や社会状況を踏まえた上での存否あるいは事実審への差戻し、②原発事故後のノー・ニュークス権の変容についての上告人らの主張に対する判断、③本件免責条項を含む責任集中制度がノー・ニュークス権を侵害しているか否かについて、順を追って判断をすべきである。

- 4 原判決は、責任集中制度の憲法 29 条 2 項への適合性判断に際し、間違った違憲審査基準に基づき、立法事実を一切検討することなく、原賠法 16 条の国の援助が際限なく必ず行われると根拠もなく断定し、ほぼそれだけに依拠して合憲判断をした。さらに、本件の特殊性に一切考慮することなく、適用違憲についても、まったく理由を付せず否定した。

そこで最高裁は、①本件において採られるべき違憲審査基準、②原賠法 16 条の国の援助に関する国の裁量の有無について、上告人らが紹介した学説や現在の社会状況を踏まえたうえでの判断、③前項の判断を前提としつつ、責任集中制度について、立法事実を踏まえた緻密な違憲審査あるいは事実審への差戻し、④適用違憲に際し、責任集中制度に関する合憲限定解釈の要否および立法事実を踏まえた違憲審査あるいは事実審への差戻しについて、順に判断する必要がある。

- 5 原判決は、憲法 14 条についての違憲審査についても、原賠法 16 条の国の援助が際限なく必ず行われることのみを依拠して、合理的な区別であると合憲判断をした。原賠法 16 条の趣旨を含め、差別的取扱いの合理性の有無が総合的に判断されなければならない。
- 6 原判決は、憲法 32 条についての違憲審査に際し、単に上告人らが本訴訟を迫行していることのみをもって、裁判を受ける権利を享受していると述べ、合憲判断をした。しかし、本件では、第一審において、最も重要ともいえる 2 つの争点について一切判断することなく請求を棄却されたことがまったく考慮されていない。

そこで最高裁では、①裁判を受ける権利の内容、特に本件のように本件免責条項のみを理由に実質的な審理を一切受けられない制度の合憲性、②第一審において重要な争点についての判断の遺脱がある場合に差戻しをせず、控訴審のみで判断をすることの可否、③前項を踏まえ、責任集中制度のみならず、原判決にかかる憲法 31 条および 32 条違反についての判断がされなければならない。

我々は、今なお、裁判官の良心を信じ、最高裁判所自身の言葉による判断を待ち続ける。

以 上

